

令和3年12月定例会 厚生常任委員会記録

令和3年12月2日（木）

令和3年12月16日（木）

令和3年12月20日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和3年12月2日（木）	7頁
令和3年12月16日（木）	17頁
令和3年12月20日（月）	105頁

令和3年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月2日(木)	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月16日(木)	審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第33号、議案甲第30号、議案乙第37号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部審査 議案乙第33号・第37号 〔説明、質疑〕 報告(こども育成課) 子育て支援クーポン券の交付について 〔報告、質疑〕 市民環境部審査、報告 議案乙第33号・第37号・第34号・第38号、 議案甲第26号・第27号、報告第12号 〔説明、質疑〕 陳情 陳情第18号 〔協議〕

日次	月日	摘要
第3日	12月20日（月）	<p>現地視察 市民体育館・市民プール・市民文化会館（宿町）</p> <p>陳情 陳情第18号</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第33号・第34号・第37号・第38号、 議案甲第26号・第27号・第30号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和3年12月16日付託]

議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第8号)	[可決]
議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第9号)	[可決]
議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	[可決]
議案甲第26号鳥栖市税条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第27号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第30号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例	[可決]

[令和3年12月20日 委員会議決]

2 報告

子育て支援クーポン券の交付について(こども育成課)
専決処分事項の報告について(環境対策課)

3 陳情

陳情第18号そらまめ君の設置を求める陳情書

4 その他

委員長の互選	[令和3年12月2日互選]
副委員長の互選	[令和3年12月2日互選]
委員席の指定	[令和3年12月2日指定]
厚生常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件	[継続審査]
	[令和3年12月20日決定]

令和3年12月2日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

年長委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

なし

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

年長委員の紹介

古賀隆介議会事務局議事調査係主任

私、厚生常任委員会の担当書記をしております古賀と申します。若輩者ですが、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、選任後最初の委員会でございますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長との互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、成富牧男委員が年長の委員でございますので、御紹介申し上げます。

成富委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

成富牧男年長委員

ただいま御紹介いただきました成富でございます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長選出まで委員長の職務を行います。

皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。



午後6時49分開会

成富牧男年長委員

これより委員会を開会いたします。



委員長の互選

成富牧男年長委員

早速ですが、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっております。

どういう方法で選任するのがよろしいか、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

樋口伸一郎委員

指名推選を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

成富牧男年長委員

ただいま推選により選任したらという御意見がありました。推選によって選任すること
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので推選により委員長を選任することにいたします。

どなたか推選をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

藤田委員を御推選したいと思います。皆様いかがでございましょうか。

成富牧男年長委員

ただいま藤田委員を委員長に推選する旨の発言がありました。委員を委員長に選任する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって藤田委員を委員長に選任することに決しました。

委員長選出まで皆様方には御協力をいただき、ありがとうございました。

これをもって藤田委員長と交代をいたします。

〔藤田昌隆委員長、委員長席へ〕

藤田昌隆委員長

ただいま御推挙いただきました藤田昌隆です。

私、前回も厚生常任委員会をさせていただきまして、いろんな課題がたくさんございます。

そういう中で、一つ一つ皆さんと一緒に考えて、それから執行部としっかりすり合わせを
した上で、物事を進めたいと強く思っております。

ぜひとも頑張ってください。皆様方のご協力を一つよろしくお祈いします。

oo

副委員長の互選

藤田昌隆委員長

それでは、これより副委員長の互選を行います。

副委員長は委員会において互選することになっております。

どうい方法で選任したほうがよろしいか、皆さんの御意見を承りたいと思いますが、よ
ろしくお祈いします。

樋口伸一郎委員

委員長の互選方法と同様に、副委員長も指名推選でいかがと思いますが、いかがでしょうか。

藤田昌隆委員長

皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしですか。

それでは、ただいま推選により選任したらという御意見がありましたが、推選によって選任をさせていただきます。

それでは、どなたか推選による副委員長をお願いいたします。

成富牧男委員

中川原委員を推選いたします。

藤田昌隆委員長

皆様いかがでしょうか。御異議のほうあれば承りますが。なければ……

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、中川原委員を副委員長に選任することに決しました。

中川原副委員長の御挨拶をお願いいたします。

中川原豊志副委員長

中川原でございます。副委員長の選任いただきまして、ありがとうございます。

藤田委員長をサポートして、厚生常任委員会が活気ある、活発な意見が飛び交うような、市民のためになるような委員会になるように努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございます。



委員席の指定

藤田昌隆委員長

それでは、委員席の協議になりますが、休憩を取って協議をいたします。

暫時休憩いたします。

午後 6 時 54 分 休憩



午後 6 時54分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

委員席につきましては、ただいま御着席の席を指定いたします。

今後、今からの委員会は全てこの席順で行いますので、よろしくお願いいたします。

〔「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり〕



藤田昌隆委員長

それでは以上で本日の委員会を散会いたします。

午後 6 時54分散会

厚生常任委員会委員席表

藤田昌隆委員長

○



成富牧男委員 ○

永江ゆき委員 ○

田村弘子委員 ○



○ 中川原豊志副委員長

○ 樋口伸一郎委員

○ 飛松妙子委員



令和3年12月16日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 武富美津子

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 小柳桂子

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 倉成光子

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈由美

スポーツ文化部長 佐藤敦美
スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉
スポーツ振興課施設係長 時田丈司
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子
国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 脇弘人
国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹
文化芸術振興課長 八尋茂子
文化芸術振興課参事兼課長補佐 今村利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 中牟田恒

市民環境部長 吉田忠典
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼
消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子
市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝
市民課長 山津和也
市民課整備係長 西山美沙
市民課長補佐兼市民係長 栗山英規
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
国保年金課長補佐兼健康保険係長 田中綾子
国保年金課年金保険係長 徳淵文子
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 下川有美
税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博
税務課固定資産税係長 有馬健次
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛
環境対策課環境対策推進係長 北三希子
環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼

施設調整係長兼都市計画課長補佐 増田義仁

4 出席した議会議務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部審査

議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案甲第30号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部審査

議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

報告（こども育成課）

子育て支援クーポン券の交付について

〔報告、質疑〕

市民環境部審査、報告

議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案甲第26号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第27号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

報告第12号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

陳情

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

厚生常任委員会資料、スポーツ文化部関係をお願いいたします。2ページとなっております。

まず歳入について御説明をさせていただきます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節2保健体育使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡散防止対策といたしまして、市民プールを開設しなかったことによる減額補正でございます。

以上、歳入についての御説明を終わらせていただきます。

3ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節12委託料につきましては、県民体育大会及び市民体育大会が、新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から、中止となりましたことによる減額補正でございます。

続きまして、目2体力づくり運動推進事業費、節12委託料及び節18負担金、補助及び交付金につきましては、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭及びロードレース大会が、新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から中止となりましたことによる減額補正でございます。

続きまして、目3体育施設費、節1報酬、節10需用費、節12委託料、節13使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡散防止対策といたしまして、市民プールを開設しなかったことによる減額補正でございます。

なお、今回の減額補正に関しましては、中止となった大会及びプール開設をしなかったことによる開設に係る予算額を減額しているところでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

今、歳入、歳出とも主に減額——例えば歳入額は市民プールの使用料ということだったんですが、ほかにいろいろやはりコロナ対策として、本当は開設していれば収入があったとか、そういうもろもろはないんですかね。

以上です。

小川智裕スポーツ振興課長

現在のところ、年度途中であります。今回につきましては、市民プールを開設しなかった

ことがはっきりしておりますので、この分についてのみ、7月から8月の期間につきまして開設しておりませんので、減額補正をさせていただいているところでございます。

成富牧男委員

1つの選択としてそういうふうにされたっていうのは分かりますが、次はもう3月議会ですよね。

いつも言っていますけど、入りも出も、なるべく早期に把握した上で、それを有効に、次のいろいろな支出にしても財源にしても使うということを申し上げてるんですけど、全く把握——把握しているけれども、どういう意味ですかね。把握していないわけじゃないんでしょう。

小川智裕スポーツ振興課長

ソフト事業においては把握をしております。また、歳入についても、収入状況というのは把握しております。

成富牧男委員

今言ってもあれでしょうから、とにかく早め早めにしっかり捕捉して、それは議会に出していただくという、そののところがいつも念頭に置いて執行していただきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員

関連ですけど、例えば新型コロナの関係で、体育館の使用料が大幅に減ったとか、テニスコートの使用料が大幅に減ったとか、そのほかの体育施設で、そういうふうな状況にある場所というのはあるんですか。

もうあんまり影響ないんであればいいんですけども、大幅に影響があるようなところだったら早めに計上したらいいんじゃないですかというふうなことだと思うんですが。

例えば、そういったほかの体育施設等で大幅な利用の増減があったところがあれば、教えていただきたいなと思っています。

小川智裕スポーツ振興課長

令和3年度におきましては、コロナによって施設を閉鎖したということがございませんで、時間の短縮、20時までと、あとは市外利用者の自粛とか、そういう面ではございまして、大幅に減になったということは把握をしていないところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

目3体育施設費のマイナスの分で、施設管理委託料、市民プール監視業務の減額ですが、

いつの時点でプールを中止されて、監視員の方々の雇用というんですかね、そういうのはどういうスケジュールで組まれていて、例えば途中でキャンセルになったとか、そういうのがあったのか教えていただければと思うんですが。

小川智裕スポーツ振興課長

プールの開設につきましては、5月の初めに判断をさせていただいております。そのときに、まだ業務発注前でしたので、契約をしてキャンセルになったとか、そういったことは発生していない状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、もともとの金額で組まれていた予算を、そのまま減額をしたということではなかったですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

議員御指摘のとおりでございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

歳入の補正で1個だけ。

市民プールということで、そこについては分かったんですけど、スポーツ振興課が所管するほかの体育施設、いろいろ補正ってやっぱ使用率に準じて変わってくるじゃないですか。この市民プールは夏だけの使用ということで、今回補正が上がるっていうのは分かるんです。

ほかの——これ議案から外れるかもしれないですが、どういう基準になっているんですか。例えば、夏でもう期間が決まるとるけんが、この時期にもう早急に出すと。ほかの施設ももう増減は変わってくるわけですよ。

コロナとかも鑑みて、同じ状況で使用率が上がったり下がったりするんですけど、そこはやっぱ年度の間ずっと貸すので、年度の最後にしか出らんという話になるんですか。

今、これ市民プール出ていますけど、ほかのところも含めたところでどうなのかなと思ったんですよ。金額的な補正の分ですけど。

小川智裕スポーツ振興課長

今回補正で落とさせていただいている分につきましては、7月から8月が開設期間になっております。そこの期間を過ぎておまして、もう開設しなかったことによって、ここはもう入ってくる見込みは全くございませんので、補正をさせていただいております。

ほかの体育施設については、もう通年させていただいておりますので、最終的には3月の

決算見込みのほうで補正をさせていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

ということは、この市民プールはもう7、8月以外に、極端に言うと、借りようと思っても借りられないっていうふうに解釈していいとですね。冬に泳ごうとしても泳げないと。

それだけ確認して終わり。

小川智裕スポーツ振興課長

体育施設条例のほうで7月、8月開設となっておりますので、それ以外は開設ができないこととなっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

市民プールですが、以前老朽化もあったってことで、温水プールの計画もあったわけですが、その後改修をして、この市民プールを今後どのくらい使用する予定なのか、現時点で何かあれば教えていただければと思います。

小川智裕スポーツ振興課長

現在の市民プールにつきましては、仮称であります健康スポーツセンター、そちらの開設までこちらのほうを使用するというところでさせていただいております。

建設時期については、まだ調整のほうをさせていただいているところでございます。

また、市民プールにつきましては、適切な維持管理に努めておるところではございます。

また例年、法定点検は行っております。その年度使用可能ということで、単年度ごとの法定点検を受けて、本年度も受けておまして、使用可能ということにはなっておりますけれども、ただ、例年行う補修とかメンテナンスでは、耐久性を上げるということまではできかねるところがあります。特に今、スライダープールの階段部分とか、そういったところは老朽化が著しい箇所として把握しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

飛松妙子委員

それでは、その老朽化が激しいところを、今後、修繕をしながら使用するのか、やっぱり老朽化したことによって修繕代の費用が膨らむことが予想されるので、もうそこの部分は今後使用しないとか、お考えはいかがでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

そのような判断が必要になってくるものと考えております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。



議案甲第30号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第30号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案甲第30号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

同じく厚生常任委員会資料、スポーツ文化部関係、4ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会の開催に向けた市民体育館の冷暖房設備の新設に伴い、使用料を定めるものでございます。

冷暖房設備使用料につきましては、使用する場所ごと、他の使用料と同様に、市内市外の別によりまして、1時間当たりの額を定めるものといたしておるところでございます。

また、使用料の積算につきましては、導入いたしました冷暖房設備の熱源が電気及びガスとなっておりますので、電気及びガス料金の実費相当額を市内使用料とさせていただいております。

また、電気及びガス使用料の実費相当額を使用料とさせていただいていることから、減免の対象とはいたしていないところでございます。

施行日につきましては、4月1日とさせていただいております。

冷暖房設備の概要につきましては、5ページをお願いいたします。

工期、工事費につきましては、記載のとおりでございます。

仕様につきましては、体育館アリーナ、諸室（旧多目的ホール）になります。

そちらのほうのスポーツホール③、こちらにつきましては、輻射パネル（ハイブリッド）方式となっております。

で、写真を添付させていただいておりますが、こちらが今の市民体育館のアリーナの状況でございます。

ちょっと黒くなっているところが輻射パネルとなっております。この輻射式につきましては、また後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、体育館の観覧席、こちらにつきましては、既存のダクトを利用したダクト方式、あと諸室内のスポーツホール①及び②につきましては、部屋ごとに稼働が可能となっております。パッケージ方式とさせていただきます。

その他につきましては、御説明をさせていただきます。

具体的に6ページのほうに記載をさせていただいておりますので、6ページをお願いいたします。

こちらに平面図で記載させていただいておりますけれども、市民体育館の冷暖房設備、アリーナ部分、こちらにつきましては、アリーナ部分とあと観覧席を分けた形で稼働ができるようになっております。

また、アリーナにつきましても半面、ステージ側でこの輻射パネル①、②、または輻射パネル③、④、こちらのみ稼働も可能であります。

このことから、大会開催時の冷暖房利用に限らず、練習時の利用を含めて、市民の皆様が利用しやすい運用を行うことができることとなっております。

なお、アリーナ半面のみ稼働する場合につきましては、使用料を半額とすることといたしております。

次に、輻射パネル方式について御説明をさせていただきます。資料の右下に記載をさせていただきます。

こちらにつきましては、壁にパネル（配管）を設置いたしまして、冷媒を循環させることによりまして、輻射熱を利用して冷暖房を行う空調方式となります。家庭用のオイルヒーターとかと同じような仕組みと考えていただいて結構かと思っております。

この輻射式というのが、風による競技への影響が少ないことが特徴となっております。

この方式につきましては、市民体育館のアリーナ、それと諸室のスポーツホール③に導入をするようにいたしております。

あと最後になりますけれども、7ページに近隣自治体の状況のほうを参考でまとめさせていただきます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

成富牧男委員

この4ページの中で、今、使用料の根拠も言われましたけれども。

そもそもここにある市内と市外に分けてある施設、スポーツ関係だけやないですよ。そういうところと、同じ公共施設においてもこういう分け方をされていない施設もあると思うんですけど、その考え方。

それとも、いや全部市内と市外があるっちゃうことであれば、それでもいいですけど、何かそういうふうに分かれていないところもあるんじゃないかと思えますけど、使用料1本のところ。その考え方。

小川智裕スポーツ振興課長

体育施設につきましては、市内市外で分けた形で料金を徴収するということが基本となっております。

また、市内市外を分けている分につきましては、市外の利用者の方につきましては、実費とか利用料、それに加えて、整備費の一部を負担してもらおうという観点から倍額。そういうふうな形で設定のほうさせていただいてるところでございます。

成富牧男委員

それ、また当初予算でもまた聞きたいので。

今のは分かりましたけど、市内と市外に、これちょっと苦労してあるのは分かりますが、市内と市外、何をもって判断されているのか。

特に、いや私は市内ですよっていうふうにし市外の方が言われなくても限らない。何ををもって市外と市内を判断されているのかお尋ねします。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、体育施設に共通いたしまして、使用される団体のメンバーですね、こちらのほうが半分以上市内の居住者であれば市内料金とさせていただいているところがございます。

利用団体の申請により把握をさせていただき、判断をしているところでございます。

成富牧男委員

さっきの答弁を修正されたんですか。それとも……。

小川智裕スポーツ振興課長

補足で御説明をさせていただいております。

判断といたしましては、先ほど申したようにメンバーの半分以上が市内居住かということ、本人さん申請の際に確認をさせていただくというところで判断をさせていただいている

ということでございます。

成富牧男委員

なるべく使ってもらったほうがいいというのがありますので、とことん厳格にやれっていうふうな意味で言っとるわけじゃないんですけれども。

その際は、構成メンバーか何か、その団体の名簿か何か出させるんですか。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

年度初めに使われる団体さん、ある程度固定されていますので、その団体さんから名簿を頂くような形で確認をいたしております。

成富牧男委員

ということは、特に申請者が鳥栖市民じゃなくても、メンバーの半分以上がって言われたかな、であれば、オーケーと。市内として扱うということですか。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

もう利用される方で市内の方が多ければ、市内料金ということでさせていただきます。

成富牧男委員

了解しました。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

すいません2点あります。5ページお願いします。

写真を使って、単純な質問ですけど、僕はこの機械に詳しくなくて、概要への質問です。

例えば、小学校の体育館とかで考えると、下にガラスの扉とかありますよね。そこに例えば競技者が突っ込んだり、ボールが行ったりしないように防護柵みたいのがありますよね。

この機械っていうのは、例えばですけど、バスケットボールとかが、だーんって当たったり、人がもうがしゃんって突っ込んだりしても大丈夫なやつですか。そういうところって見ているのかなと思って。1個が壊れたら高そうに、写真を見たらそう見えるんで。

その辺のメンテ系はどう考えていますか。入れるのに反論があるものとかじゃなくて、その辺のお答えを。

小川智裕スポーツ振興課長

申し訳ございません。先ほどの説明で不足していた部分がありますけれども、これがまだ工事途中でございます。このところに全面に防護用のカバーが……、はい。

おっしゃられるようにバスケットボールとか大変固いボールもございますので、覆うような形で、またここにカバーがつくような形になっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

せっかくいいものをつけて、壊れてまた金がかかるというのはもったいないので、そういう用心をしておけるのであればお願いをしておきます。

併せて、7ページをお願いします。

鳥栖市の使用料としては御説明があったんですが、7ページも見ていますと、久留米市は置いておいて、佐賀県内を見て、面積割合から見ても、公共施設ですので、市民が使用料を払うという観点からは安いにこしたことはないと思うんですけど。

これで比較すると、破格に安いような気がするので、ランニングコストとかも鑑みてこの金額で大丈夫であれば、安いにこしたことはないんでいいんですけど。その辺りどうですか。

ほかの市と比べると、えらい安く感じるんですよ。

時田文司スポーツ振興課施設係長

7ページに記載しております施設につきましては、基本的にアリーナを使う場合っていうのが、アリーナと観覧席全て一体的に冷暖房をかけるということで、料金がこのような形で設定をされております。

今回うちの市民体育館につきましては、アリーナと観覧席、あるいはアリーナ部分を分割して冷暖房を行うことが可能ですので、他市さんと比べると非常に破格の金額になっていますが、一応ランニングコストというか、機械の用途を基に積算しておりますので、おかしくはないかなというふうに考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。要は、鳥栖市のほうは、比較するんであれば、アリーナ、観覧席を足したぐらいの金額だと分かりやすいよという話ですね。

よく分かりました。ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

永江ゆき委員

6ページですけど、このパネルの中っていうのは、お湯とかが通るってということですか。

時田文司スポーツ振興課施設係長

輻射パネルによっては、お湯とか冷水を循環させるタイプのものもございまして、今回うちで採用しておりますのは、冷媒ガス、ガスを循環させるタイプのものになります。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

4ページの金額のところ、先ほど御答弁あったんですが、他の市町と比べて、鳥栖市のこの金額で、どのような見解を持っていらっしゃるかをまず教えていただいていた方がいいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

今回の体育施設の冷房に係る使用料につきましては、他市の状況でいきますと、やはり利用料金が高いと、なかなか使われないというようなお話も聞いております。

で、今回、導入させていただいた分が、アリーナと観覧席を分けての設定になっておりますので、ふだん使いの練習とかであると観覧席まで冷やさなくても、温めなくてもいいということもございます。

アリーナ単独でも使用できる、また半面だけ稼働というのもできますので、料金も実費相当額を頂く、なおかつ運用面でも市民の方が利用しやすい運用になっているものと考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、鳥栖市の体育館を使いたいっていう方が増えるということを予想されていると思うんですが、他の市町と比べると鳥栖市のほうが料金的にも割安だし使いやすいよ、イコール鳥栖市の体育館を使いたい団体が増えるのではないかと思うのですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

現状の体育館の稼働率というのも結構高くなっております。なおかつ、またこのような形で、夏に冷房の入るような稼働にもなりますので、稼働率が高くなってきておりますけれども、その辺調整しながら、御利用を希望されるときには、ちょっと対応のほうが取ればとは思っている次第でございます。

飛松妙子委員

利用度が高くなるのは鳥栖市にとってもありがたいことだと思うんですね。

それでただ、鳥栖市民の方が使いたいときに使えないっていうのが非常に――鳥栖市の体育館なので、そこがちょっと懸念されるかなっていうところで、やっぱり鳥栖市の方にできるだけ使っていただきたい、こういうふうに整備しました、鳥栖市の税金で、市民の皆さんの税金で使わせていただいたから、もうぜひっていうところを考えると、稼働率が高過ぎて、もう月に1回しか使えないとか、2か月に1回ってなると、せっかく楽しみにされていらっ

しゃる市民の方が、残念がるなあというところがあります。

今度久光のアリーナも市民が使えるってことではあるんですが、では久光さんの比較というか、その冷暖房の——同じようにはなっていないわけですね。

やっぱり市民体育館のほうが安い、冷暖房に関しても、使用料にしてもというところですよ。その辺を今後、今からだと思うんですけど、市民の方が使いやすい料金体系にしていくのが、やっぱり稼働率が上がるということは、そこを考えていかないといけないんじゃないかなっていうところをちょっと思っております。今からだと思いますのでよろしく願いいたします。

それとあとこの温度ですね。設定温度とかがありますでしょうか。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

温度の設定は、通常の空調設備と同様にできるようになっております。

飛松妙子委員

それは市民の方が温度の調整をできるっていうことでよろしいのでしょうか。

それとも、申し込んで体育館のほうで何度っていうのを設定して、それで使っていただくっていう考え方なのか教えてください。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

温度設定につきまして利用される方から要望等があれば、管理人のほうで柔軟に対応できるものというふうに考えております。

飛松妙子委員

例えば、もうとても寒い日が何か月も続いたよっていったときに、暖房の設定温度を高くすると、その分だけやっぱり費用もかかると思うんですが。

そういうコストも考えてこういう料金体系にしているということで、また暑い日もありますので、冷房の設定温度を低くするっていうことも含めて、費用対効果、そこまで見てこの単価にされているってことでよろしいでしょうか。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

そういった部分も踏まえて料金設定を行っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということで、冷暖房に係るコスト面、電気代とか、そういう部分に関してはこの料金の範囲で賄えるということで分かりました。

あと、先ほどメンテナンスを言われたかと思うんですけど、メンテナンスに関しては、この料金っていうのは使用料とか、そういうのにも含まれた中でのメンテナンスの費用という

のを見られていらっしゃるのか、それとも予算は、メンテナンスっていうのは全く別物なのか、そこを教えてくださいませんか。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

今回料金設定を行うに当たりましては、メンテナンスの部分は含めておりません。

メンテナンスの部分まで含めてしまうと料金が高くなるということも懸念としてございましたので、そうしますと非常に使いにくい料金体系になる可能性もございましたので今回含めておりません。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、メンテナンス料は、鳥栖市民の方の税金で賄うということだと思うんですね。

ということは、やっぱりできるだけ鳥栖市民の方に使用していただくのが大事じゃないかなと思いますので、そこだけは一言申し上げたいと思います。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

今、飛松議員が言われたのは大変大事なことだと思います。

1つだけ確認しておきたいと思いますが、条例の中に市民の優先使用の規定とかはないんですか、あるんですか。それだけ確認。

小川智裕スポーツ振興課長

市民に対しての優先利用とか、そういった規定はないところでございます。

成富牧男委員

市民が優先できるっちゃうのはないということですね。分かりました。

オーケーです。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

せっかく冷暖房を設置していただいていますので、今後、災害時の避難所として、そういうことも考えていらっしゃるかだけ、御見解をお願いします。

小川智裕スポーツ振興課長

市民体育館については現在でも避難所の指定にはなっているところでございます。

市民体育館のアリーナ、また諸室ですね、こちらも含めたところで避難所となっていると

ころでございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

中川原豊志委員

輻射式とダクト式は分かったんですけども、諸室のところでパッケージ方式っていうのはどういうふうな冷暖房設備なのか確認をお願いします。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

パッケージ方式につきましては、通常風が吹き出すタイプのエアコンになります。

①、②ホールにつきましては、もうちょっと大きいものになりますが、室内にこういったものが8台設置されるような形になります。

以上でございます。

中川原豊志委員

輻射式とダクト式とパッケージ方式、今回3つあるんですけども、例えば熱伝導とか、要は効果よね。冷房が早く効くとか、暖房で早く部屋が暑くなるとか、そういった効果というのはどれでも一緒なのか、例えば、いや輻射式はすぐ暖かくなりますよとかいうのがあるのか。要は、使用時間が1時間幾らとなっているんやけれども、じゃあ今から使用するけん、今から1時間で言ったばってん、いっちょん冷えんやんとか温くならんやんとかいうふうな時間がどんくらいかかるのかな。

時田丈司スポーツ振興課施設係長

今の冷房あるいは暖房が効き始める時間につきましては、今回の市民体育館あるいは諸室の広い空間に初めて空調を導入しますんで、そういった部分を実際、施工が終わりまして、試運転じゃございませんが、そういったことで確認をしながら、例えば、輻射パネルが効くまでに一定時間が、何分ぐらいかかるっていうのをこちらで確認して、例えば9時から利用者があるんであれば、それを逆算するような形でエアコンを入れる必要があるという認識でございます。

それとあと、効き具合については輻射パネルが恐らく一番遅いのかなと、時間がですね。

パッケージエアコン、あるいはダクト方式についてはそんなに効く時間の差はないというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

輻射式の効果が一番遅いかなっていうふうなところもあったんで、逆に10時から使うならば、暖まるまでに20分かかるとたんねって思ったら、もう早めに入れてやってくとか、そこ

の費用は要らないということで、考えているということでよかですかね。

了解です。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八尋茂子文化芸術振興課長

議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）の文化芸術振興課分についてご説明いたします。

厚生常任委員会資料、2ページをお願いします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の節2給料につきましては、文化芸術振興課職員10人分の人事異動に伴う補正でございます。

節3職員手当等、節4共済費につきましては、同じ職員及び市民文化会館における会計年度任用職員2人分の人事異動等に伴う補正でございます。

次に、目7定住・交流センター費の節3職員手当等につきましては、サンメッセ鳥栖における会計年度任用職員7人分の給与改定に伴う減額補正でございます。

以上、文化芸術振興課分の説明を終わります。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、スポーツ振興課関係について御説明をさせていただきます。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、こちらの節2給料につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員、合計21名分の人事異動に伴う補正でございます。

節3職員手当等、節4共済費につきましては、同じく職員の人事異動及び給与改定等に伴う補正でございます。

続きまして、目3 体育施設費、職員手当等につきましては、体育施設における会計年度任用職員21名分の給与改定に伴う減額補正でございます。

以上、スポーツ振興課分の御説明を終わらせていただきます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

その下、目4 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費、節3 職員手当等につきましては、国スポ・全障スポ推進課、会計年度職員1名分の給与改定に伴います減額補正でございます。

説明は以上でございます。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

目3 体育施設費の補正額マイナス46万9,000円。21人分とおっしゃられたかと思うんですが、残業代が減ったという感じになるのでしょうか。人数が減ったのか、その辺を教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

21名分の減額理由といたしましては、会計年度任用職員の12月期末勤勉手当、こちらのほうの支給率が改定になったことに伴いまして、その分減額補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

改定によって減ったということですかね、下がったということになるのでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

12月の期末手当のほうが、0.15月分下がっております。

それに伴いまして、支給額が同割合で下がっておりますので、その分を減額させていただいているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

成富牧男委員

今の給与改定はもう少しちゃんと言ったほうがいいんじゃない。給与改定します、何を根拠に給与改定したかとか。そうせんと給与改定しましたので、ではちょっと説明不足じゃない

議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

藤田昌隆委員長

これより健康福祉みらい部関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、予算関係議案の議案乙第33号、37号となっております。

まず、議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

ただいま議題となっております議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）につきまして、健康福祉みらい部関係委員会資料にて御説明申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金の未熟児医療養育負担金につきましては、入院加療が必要な未熟児の医療養育に要した保護者負担分でございます。今年度の医療費の増加に伴う補正でございます。

武富美津子高齢障害福祉課長

続きまして、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金につきましては、令和2年度障害者自立支援給付費及び障害児施設措置費の精算に伴う負担金の追加交付及び令和3年度障害児施設措置費の増額補正に伴う歳入でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費国庫負担金の未熟児養育費負担金につきましては、今年度の事業費の増加に伴う補正でございます。国の負担割合は2分の1でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

その下、節3生活保護費国庫負担金は、令和2年度生活保護費負担金の精算に伴います追加分で国の負担は4分の3でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

その下でございます、目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に伴う接種費用の国の負担金で、補助率は10分の10でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の子ど

も・子育て支援事業費補助金につきましては、児童手当法の一部改正に伴う事業費に対する国庫補助金でございます。国の補助率は10分の10でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

2 ページの一番下になります、目 3 衛生費国庫負担金、節 1 保健衛生費国庫負担金は、ワクチンの追加接種に伴う体制確保のための補助金で、補助率は10分の10でございます。

武富美津子高齢障害福祉課長

次に 3 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところで述べました令和 2 年度障害者自立支援給付費及び障害児施設措置費の精算に伴う県の負担金の追加交付分及び令和 3 年度障害児施設措置費の増額補正に伴う歳入でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、節 2 児童福祉費県負担金の未熟児養育費負担金につきましては、国庫負担金同様、今年度の事業費の増加に伴う補正でございます。県の負担割合は 4 分の 1 でございます。

武富美津子高齢障害福祉課長

続きまして、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金につきましては、軽度・中度の難聴児に対する補聴器購入費補助金の増額に伴う県の補助金の増額補正でございます。

次に、款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入につきましては、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金の返還金でございます。平成27年度に社会福祉法人健翔会に支払った補助金につきましては、事業廃止に伴う返還でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

4 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 障害者福祉費、節11役務費につきましては、障害福祉サービスの手続に係る通信運搬費及び給付事業に係る審査支払手数料の増額分でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金につきましては、軽度・中度の難聴児に対する補聴器購入費補助金の増額に伴う補正でございます。

次に、節19扶助費につきましては、障害児施設給付費の増額に伴う補正でございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和 2 年度障害者自立支援医療費等における国、県負担金の確定に伴う返還金でございます。

次に、目 3 老人福祉費、節19扶助費につきましては、在宅寝たきりの高齢者等の在宅生活

の継続を支援するための紙おむつ支給事業費の増額に伴う補正でございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度介護保険低所得利用者助成事業費における県補助金の確定に伴う返還金及び平成27年度に社会福祉法人健翔会に支払いました地域医療介護総合確保基金事業介護施設等整備事業補助金につきまして、事業廃止に伴う返還金でございます。

林康司 こども育成課長

続きまして、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節19扶助費の未熟児養育医療費につきましては、助成件数が増えたことによる支払額の増加により、年間見込額に不足が生じておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度分の児童扶養手当、未熟児養育医療費などの額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目2 保育園費でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度分の延長保育や一時保育、子育て支援センターなどの事業費に係る子ども・子育て支援交付金、私立保育所等の運営費に係る施設型等給付費負担金などの額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

目3 児童手当費のうち、節12委託料につきましては、児童手当法の一部改正に伴うシステム改修委託料でございます。

内容につきましては、児童手当の特例給付対象者のうち、その所得の額が一定の額、例といたしまして、子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合で、1,200万円以上の方への特例給付の廃止に伴うものが主な内容となっております。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度分の児童手当の額の確定に伴う返還金でございます。

目5 子育て世帯への臨時特別給付金給付費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度に実施いたしました子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目6 ひとり親世帯臨時特別給付金給付費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、こちらも令和2年度に事業実施いたしました、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の額の確定に伴う返還金でございます。

鹿毛晃之 健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、項3 生活保護費、目1 生活保護総務費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度国庫負担金等返還金で、生活保護費の生活扶助等の国庫負担金並びに生活困

窮者自立支援事業費国庫負担金の額の確定に伴い返還を行うものでございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

その下でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、子ども・子育て支援交付金の令和2年度の実績に伴う補助金の返還金でございます。

6ページをお願いいたします。

目2予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン追加接種に伴う予算で、ワクチンの接種期間が令和4年9月までとなりましたので、そのうちの3月までの接種に係る費用を計上しております。

主要事項説明書の3ページをお願いいたします。そのまま7ページを御覧ください。

今回の予算計上は、新型コロナワクチンの2回目を終了したもののうち、8か月以上経過した希望者に追加接種3回目を行うための経費で、3月までに2万3,600人を見込んでおります。

事業費といたしましては、予防接種委託料、コールセンター運営委託料、ワクチン等運搬委託料などの委託料。

職員の時間外手当としての人件費、ワクチン、シリンジを医療機関に配布するための消耗品等の需用費、接種券等の郵送料及び国保連合会に支払う審査手数料等の役務費、公用車の借り上げ料の賃貸料でございます。

委員会資料の6ページに戻っていただきまして、下から2段目でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、健康増進事業費補助金のいずれも令和2年度の実績に伴う補助金の返還金でございます。

林康司こども育成課長

その下でございます。款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度及び2年度の子育て支援施設等利用給付費の額の確定に伴う返還金でございます。

以上で説明を終わります。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。どなたかありませんでしょうか。

飛松妙子委員

3ページの民生費県補助金の難聴児補聴器購入費助成で、もともと何人の予定で、今回何人の方が増えて12万8,000円になったのかってところを教えてくださいませんか。

武富美津子高齢障害福祉課長

ここ最近が2名から3名ぐらいの補助の対象で実績が上がっております。それが令和3年度につきまして、11月末現在の申請者数が7件、普通の倍の数字が上がっているので、その分の補正をさせていただいたところです。

飛松妙子委員

令和2年度から、県が緩和をして難聴児支援をされてあると思うんですけど、そういうことも影響して増えているっていう理解でよろしいでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

委員がおっしゃるとおり、令和2年度から県の補助金の要綱、市の補助金の要綱が変わっております。それで、今までは両耳の方しか支給ができなかったのが、片耳だけの方にも支給ができるように変わりましたので、その分が増えているということになります。

飛松妙子委員

担当課の方には先日も御相談をさせていただいたんですが、今回、県の補助金で、軽度・中度の方の対象を広げたということで、私もちょっと知らなかったんですけど、高度があるというところの部分ですね。この部分が担保されているのかっていうところが私も初めて知りましたので、このことは私も県のほうに、うちの県議にもつないではいるんですが、今後、県からそういう県の助成がこういうふうになりましたって言ったときに、当てはまらない部分の対応というのを、今後どうされていくのかっていうのと、そういうことを市から言えるのか。あともう一つは、9月の一般質問でしたかね、学校教育課に、これは補聴システムのことについて学校の備品としてできないかっていう質問をしたことに対して、県が軽度・中度を緩和したので学校としては備品としては考えていないという答弁をいただいたんですね。

そこでも、学校教育課としても高度のお子様がいるとかいうことも多分把握はされていなかったんじゃないかなと思うんですけど、この辺りの連携というものもすごく重要だなんていうところを感じています。

そういう県からの補助金が緩和されたときに、内容とともに学校教育課とか、その辺の連携も含めて、今後はもうちょっと深めて、していただければなと思いますので、いかがでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

先ほど議員さんおっしゃっていたのは、重度の補聴器、重度の対応の補聴器……（「高度」と呼ぶ者あり）

高度の方の分が、FM補聴器の対象になるかっていうことのお話……。

飛松妙子委員

そうではなくて、今回、軽度と中度が対象となったんですけど、高度があるっていうことを私も知らなくて、それでカバーできるっていうふうに思っていたんですね。

補助金が出ますっていったときに、軽度と中度と重度と思っていたら、その間に高度があったっていうのを知らなくて、申し訳なかったんですけど、カバーできると思っていたんですね。

で、教育委員会の答弁も多分そういうふうにかバーできると思って答弁されたと思うんですけど、要は県から来たときに、じゃあ高度に対しての補助金が出ないっていうことを、福祉課としてどう捉えるかっていうのもあると思うんですが、その辺の情報共有を教育委員会とも、今後密にしていればなどは思っております。

武富美津子高齢障害福祉課長

高度で出ないっていうふうにお話があったのはFM補聴器をつけることができるかというところだったかと思うんですよ。

軽度・中度は、市と県があって、高度、重度に関しましては、国のほうの補装具という形になりまして、補装具の中での補聴器が高度と重度という形でありまして、重度のほうに関しましては、FM補聴器をつけることができる、耳かけ式の重度の分をつけることができる。

ただ、高度の耳かけ式の場合は、FM補聴器をつけられるかというのは協議が必要で、県のほうで今判断をさせていただいているところでございますので、その回答を待ったところで、また協議していきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それから、その下の雑収入のところで、地域医療介護総合確保基金事業、先ほど、介護施設のお名前と事業廃止になりましたってことで御紹介あったと思うんですが、もう少し詳しく御説明いただけますか。

武富美津子高齢障害福祉課長

平成27年度に社会福祉法人健翔会のほうから定期巡回随時対応訪問介護看護という種別の事業に対して、建物と施設と事業の内容の補助金の申請が出ております。

今言った定期巡回随時対応型訪問介護看護っていうのが要介護高齢者の在宅支援を支えるために、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と、随時の対応を行うっていう事業だったのですが、廃止の理由といたしましては、利用者の確保ができなかったっていうところと、人員体制も確保ができなくなったというところで、廃

止の届けが出ておりますので、今回、補助金の返還という形に至った次第でございます。

飛松妙子委員

今、利用者の確保がなかった、あともう一つが、健翔会様のほうでも人員の確保ができなかった、この2点ということでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

利用者が少なかったというところがまずありまして、人員の確保もちょっと難しくなったというところで、廃止というところで聞いております。

飛松妙子委員

ではお聞きしたいんですが、この事業の傾向、鳥栖市にとっての傾向として、もうなくなることが鳥栖市としては、もうそうなくなっていくっていうふうな見解なのか。

実はもっと本当は需要があるんですというところなのか、その辺りはどのような見解でしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

この事業を始められたときは、日中も夜間も、一応、介護と看護と連携をしながら、介護支援をしていただける事業所が必要だというところで事業を始めていただいたんですが、そのとき日中支援はあれがあったんですけど、夜間までその当時から現在まで、あまり利用者っていうところがなかったのので、平成27年から現在ぐらいまでは利用者が少ない、必要としている人が多くないのではないかと。

ただ今後、高齢者の方が増えてきますので、そこでまた施設に入るっていうことが、皆さんできないとか、在宅介護が増えてきたときには、またその必要性が出てくるのかなという形で考えております。

藤田昌隆委員長

何か補足することありますか。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

すいません補足ですが、看護のほうで、実際もう事業所として今村病院の系列で、看護小規模多機能型居宅介護ってところがございまして、ここが看護のほうのサポートっていうのはされている現状もございます。

飛松妙子委員

じゃあほかの施設ではそれをされている、健翔会様としては、そこは今回事業廃止になったっていうことと、もう一つは今後、高齢者の方が増えれば、この需要は伸びてくるということではよかったでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

看護、介護ではなく、看護のほうは今村病院のほうでされてあるということで、今後、まだはっきり分かりませんが、伸びてくる可能性が否定はできないぐらいな感じです。

飛松妙子委員

分かりました。

とにかく高齢者の方が、そういう対象の方がいらっしゃったときに、やっぱり対応ができるかっていうところかなと思いますので、その辺りのことを、今後も市としてはしっかり見ていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、4ページの老人福祉費の紙おむつ支給事業費、在宅支援としておむつを払っていらっしゃると思うんですが、1人当たりの金額と何人の方がこれを利用されているかを教えてください。

武富美津子高齢障害福祉課長

1人当たりの上限額が年間7万5,000円になっております。令和3年9月末現在、78名の方が利用されております。

飛松妙子委員

この分に関しては、所得制限とか、その辺りもありますよね。

武富美津子高齢障害福祉課長

支給の要件といたしまして、常時失禁状態にあること、生活の中心者が所得税非課税であることってところが要件となっております。

飛松妙子委員

分かりました。

これ在宅支援のみということですが、あと老人ホームとか、グループホームとか入っていらっしゃる方で非課税の方もいらっしゃいますかね。

で、そういう方の対処は厳しいということでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

グループホーム等に関しましては、厳しくなっております。

飛松妙子委員

厳しいというか、対象にはならないということだと思いますが、ということですよ。

で、実際、鳥栖市が現在グループホームに入っている方でも、補助を出していただいている部分があるということでお聞きをしているんですが、これが来年度からなくなるというところで御相談を頂いているわけですが、そういう方々に対して、生活状況、生活費とかのやっぱ御相談というか、相談窓口がないと不安でいっぱいだと思うんですね。

で、その辺りのことはどのようにお考えでしょうか。

藤田昌隆委員長

答えられますか。

〔発言する者なし〕

飛松妙子委員

もう一回言いますね。実際グループホームにいらっしゃる方でも、現在、補助の対象として出している分があります。この在宅支援とは別にですね。

それが来年度からですかね、なくなるっていうところで、同じように非課税世帯ですかね、で支給を受けているんだけど、それがなくなることによって、生活費だとかがすごく大変になるというところで、単に制度が変わるからなくなるんですっていうだけのお話だと、やっぱり受けた側も不安で、私のところに御相談を頂いているわけなので、その不安を少しでも取り除くには、いろんな相談窓口とかで、その方々の生活状況をお聞きする中で、いろんなアドバイスとか、そういうことも必要ではないかなと思うんですが。

その辺り、今のところ相談は来ていないとかおっしゃっていたんですが、相談を受けていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

在宅の方の介護をされる方の支援という形で、紙おむつの支給をしておりますので、一応グループホームの方っていうのは該当しないということになります。

収入の状態とかが厳しいというお話ですので、紙おむつの支援以外に、福祉のほう、例えば障害とかほかにも支援がありますので、福祉のほうの窓口に来ていただいて、その話をいただければ、お話を聞かせていただいて、何かしら該当する支援のほうを御案内できるか、できないか分かりませんが、取りあえず相談に来ていただければと思います。

飛松妙子委員

あと生活保護とかいう話になっていくのかなと思うんですが、ここには地域福祉課の方もいらっしゃるの、紙おむつ代が今、在宅支援の場合は1人7万5,000円お支払いされていていらっしゃるということで、もしグループホームの方の生活が厳しくなったときに、紙おむつ代で1年間生活できていたものが、それが支給されなくなるともう生活が厳しいということで、生活保護費を受けるのと比べたらって言い方はちょっとあれなんです。

比較したときに、やっぱり紙をおむつ代で助成してあげたほうが、生活保護費で払うよりも、払うよりもという言い方ちょっとあれですけど、金額的には、鳥栖市としてもメリットがあるのではないかなと思っております。

今後、そういうことも考えて、そういう方々に対しての支援、どういうものがあるかっていうところで、検討していただければなど。

提案ですね、これをしなさいというんじゃなくて、やっぱそういうことを考えていったときに鳥栖市としてどうかっていうところもぜひ考えていただければなと思いますので、答弁は要りませんので、よろしくをお願いします。

一旦終わります。

成富牧男委員

今の飛松議員のところをちょっとお尋ねしたいんですけど。

今まで支給されてたものが支給されないようになるということですけど、それはどうしてそういうふうに変ったのか、国の制度なのか、鳥栖市の独自の考え方なのか。

そこら辺、今まではこういうこと、ちょっと丁寧な説明をお願いしたいと思います。

武富美津子高齢障害福祉課長

国の制度がございまして、今まで鳥栖市のほうは拡大解釈っていう形で、グループホームが介護保険事業の施設ではないということで、一応、おむつのほうも在宅に近いというところで、支給をするような形を考えておりました。

国にお尋ねするとか、あと近隣、広域の分の1市3町のところとかも鑑みまして、在宅の支援っていうところなので、グループホームは在宅の介護の人の支援っていうところにはならないので、そこは外すべきだというところで外させていただいております。

成富牧男委員

まずグループホームは施設じゃないですよ。地域の人の居住、言葉にしたらそうですね。

今まではできていたというのは、こうはしてはいいけど、よそがしよらんけん、もう来年からしませんっていうことなのか、法律的——金目の問題じゃなくて、できんのか、そのところだけはっきりお願いします。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

この紙おむつ事業というのが、地域支援事業という国の事業を利用して支給をさせていたっていた事業ですが、あくまでも介護をされている御家族の支援っていうところが前提の事業っていう考え方の事業でございました。

その中で、家族に介護されている方に支給っていうところが前提の事業という考え方の下、うちの拡大解釈の誤りがあるっていうところの御指摘もありまして、見直しをさせていただいたような状況でございます。

成富牧男委員

例えば今までの返せとか、そういう話までになるんですかこれ、今まで誤っていたやつ。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

そこまでの御指摘はまだ頂いていない状況でございます。

成富牧男委員

もしそうでなければ、法律的に禁止されていることでなければ、これはもう要望ですよ、ぜひ引き続きやれるものならやっていただきたいと。要は地域支援事業だから、やろうと思えば私はできると思うんですよね。

極端に言うとも単独でもできんことはないでしょうから、とにかく研究していただきたいということと、とにかくそのところは、さっき言われたとおりですけれども、たまたま飛松議員に相談されたかもしれませんが、どうしようかどうしようかって思っておられる方もいらっしゃるかもしれんやないですか。

だからそういう方も含めて、例えばこれに限らず、ちょっとこの間言ったと思いますけど、いわゆる本則給付の件ですね。

そういうふうなことも、私たち——いや私たちも大変かな、1日650円とかちょっと上がる、そういうものの積み重ねで、さっきも言われたようにそれを1年間すれば大した金額になっていくわけですから。

安心して——いつもありますよね、枕言葉で言われる、この地域で安心して暮らし続けることができるとか、それをお題目だけやなくて、やっぱりしっかり皆さん方、そういう仕事をしておられるわけですから、そこら辺おもんばかりながらやっていただく、丁寧な説明をしていただきたいなというふうに、そこでは思いました。

それとあと1点。

飛松議員の後追いしているみたいですけど、健翔会のなくした——思っていたよりニーズが伸びんやっただからやめたっていうやつですよ。

これ施設はもう関係なかったんですか。もともといわゆるソフト事業だったんですかね。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

施設は、既存の施設の内部の改修ですね、改修の分とあと準備費用等の補助を出しております。

それから返還していただくのは施設改修部分について返還していただく形を取っております。

成富牧男委員

心配していましたが、それはちゃんと返していただくんですね。

それでやっぱりこれミスマッチだと思うんですよ。やっぱり一般的に考えて国も全国の情報、いろいろ各自治体から集めた結果、こういうメニューをつくりましょうと。

で、多分その……。すみません、きちっと把握しておるもんだから、高齢者福祉計画にし

でも介護保険事業計画にしても、やっぱりそこにちゃんと計画として上げられたと思うんですよ。

だから、さっき言われた一部を担うやつは今村病院がやりますということですけど、やっぱりニーズはあると思うんですよね。あるからつくられたわけですから、そこんところをちよっと、それこそ次の計画の、もうあれ、終わったんですかね、実態調査とか。

そこら辺でフォローしていただきたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

2項目です。3ページ、4ページ、歳入、歳出とも出てくるんで、資料使わなくていいです。

難聴児補聴器購入費助成事業補助金の内訳をさっき御説明いただきましたけど、今って人工内耳体外機関連って入っているんですか。

武富美津子高齢障害福祉課長

令和2年度の要綱改正におきまして、人工内耳の更新の費用に関しましては、入っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それが内訳の中に、今回の補正に限らなくてもいいんですけど、限ってでもいいんですけど、内訳の中に何件入っていますか。申請でもいいですし。

それまで教えてください。

武富美津子高齢障害福祉課長

人工内耳の更新につきましては、令和2年度、3年度の申請はあっておりません。

樋口伸一郎委員

答弁要らないんですけど、予算の枠としてはこの中に含まれていくものっていうふうに解釈しとってよかでしょうか。

うなずいてもらったので、答弁要らないです。

じゃあ2項目め行きます。

これ健康福祉みらい部に対してのお尋ねになるんですけど、教えていただきたいんです。

歳出のところ、今回の補正のところ、償還金、利子及び割引料、様々ありますよね。だってあるんですけど。

これが予算立ての段階で、頭出しして備えているものと、ゼロもあるんですよ。ばらばらに。これはどう解釈したらいいのかなと思って。

後々この補正とかがあるけんが、頭出しをして備えているっていうのはあるのかなと思っていたんですけど、一方ではゼロでそれを想定されていなかったのかなっていう見方もできるので、その辺の補足説明はお願いできませんか。

もう全般にわたりなので、どうでしょう考え方を。どう取ればいいですか。

藤田昌隆委員長

ちょっと待ってくださいね。これ各課にわたっているんで……（発言する者あり）
休憩します。

午後 1 時 55 分 休憩



午後 1 時 57 分 開会

藤田昌隆委員長

再開します。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

この分の頭出しあるなしにつきましては、通常毎年発生してくるものについては頭出しをしていると。数年に 1 回とか、そういった場合には頭出しはしていないと、そういうことだと思います。

樋口伸一郎委員

すいません、そうしたら説明の中ではゼロやけど、予算立てっていうか、補正前の予算額の段階で、1 にできたものもあるんじゃないかなと思うんですよ、ゼロじゃなくて 1 にしとけたもの、例えたほうがいいですかね。

例えば臨時特別給付金とかは、もうゼロじゃないじゃないですかってなっちゃうんですよ。ですから、補正があつてはならないって言っているんじゃなくて、あつてもいいんですけど、やっぱ部として統一性を持たせておかんと、補正ってあるものやから、あるもの前提でしとかんと、特に償還金、利子及び割引料とかに関しては、もう市の独自で動かせる金でもないのと思ったんです。

ですからそこを、絶対この額でほぼ確定だねっていうのはゼロでもちろん見ておかれてい

いと思いますよ。

ただ、動きがありそうな想定ができるものというのは、基本的に頭出しをしておいたほうが後々柔軟に対応ができるんじゃないかなと思いましたので、統一できるものは、課がまたがっても、部として統一しとったほうがいいんじゃないかなという御指摘です。

ですから、今後のお考えを部長のほうからお示しいただいて、私のほうはもう要望に変えっ放しで終わっておこうと思います。

じゃあ部長から答弁してもらっていいですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

御指摘いただいた分につきましては、予算編成に関わることで、財政課と協議した上で、今後適切に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

そうなんです、予算編成に関わることなんで、なおさらそこは早めの段階で担当課とかも調整しながらぜひ行っと思ってほしいと思います。

お願いいたします。

藤田昌隆委員長

ほかにございますでしょうか。

飛松妙子委員

先ほど人工内耳の話が出ましたので、人工内耳の周辺機器への助成について、本市は今のところ考えていないってことだったんですが、今後、来年度に向けて、人工内耳の周辺機器への助成に向けてもぜひ取り組んでいただきたいということを、一言申し上げたいと思います。

それからもう一つ、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

一般質問でも議案質疑でもありましたので、私のほうからは、今回国が8か月って言った、6か月も認めると言ったり、市としてはその辺りが大変複雑な手続とか作業が発生してくるのではないかなということを危惧しています。

そこで、私としてはもう鳥栖市が8か月たった人を対象とするっていうのであれば、そういうやり方のほうがすっきりするのかなと思っているんですが、そういった中で、広報っていうのがとても大事になってきますので、例えば鳥栖市はポスターを作って、個別接種なので、病院関係に8か月以上の方を対象に3回目のワクチン接種をいたしますとか、そういうポスターを掲示するとか、市報とかも使って広報されると思いますが、なかなか市報は1か月に1回ということで、確定したことを書いても、見るときにはもう既に内容が変わって

いるということもございますので、そういったときには、確定のみ書くんですけど、残りは例えば、dボタンを御覧くださいとか、インターネット、LINEを活用してくださいとか。

そういう広報のやり方をすることによって、対象者に確実な情報を届けるっていうことが必要ではないかなと思っているんですが、その辺りの見解をお聞かせください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

御提案ありがとうございます。

議員おっしゃるように国の見解がころころ変わってきて、市としての方針をとということももちろん分かるんですけども、何といたってもワクチンありきですので、ワクチンがないと6か月に前倒しもできないし、かといってじゃあ8か月でやりますと、よそが6か月でやるのに8か月でやりますということになると、やっぱり近隣市町とのバランスもございます。

もう一つ難しいのは、かかりつけ医が市外であるとか、市外の方が市内のかかりつけ医で受診をされているってような場合もございます。

いずれにしても、ある程度具体的になりましたら市民の方にお知らせするような、例えばポストインとか、そういうような方法も使って皆さんに届く方法でお知らせをしたいと考えております。

飛松妙子委員

担当課だけで決められる問題ではないと思いますので、部長はじめ市長も、このワクチン接種については県との協議をすとか、担当課が動きやすいような段取りをぜひしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

私も公明党といたしましても、しっかり県への要請また国への要請も含めて、後押しをしてまいりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

成富牧男委員

2ページの生活保護ですね。款16、項1、目1、節3生活保護費国庫負担金。

これ補正増になっていますけど、今までずっと受給者が横ばいみたいになっていましたが、これは受給者増と関係ある補正増でしょうか。もしそうであれば、ちょっとそこら辺の推移、最近の推移を月ごとに教えてもらいたいと思います

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回2,389万円でございますが、この内訳といたしましては、医療費扶助が2,300万円。介護扶助が25万9,000円ということで、今回2,389万円の、いわゆるこれ、国庫の分の負担金の不足額ということで、必要だということで、追加給付されるものでございます。

生活保護の世帯数につきましては、若干の増加傾向といたしますか、微増傾向でございます。

今コロナ禍で、非常に苦しい厳しい時期でございますが、生活保護世帯数としては微増。
その分もありますけれども、その内訳の分として、医療費扶助とかそういったものが増えたということで追加給付を受けるものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

主な理由は世帯が増えたというわけではないという理解でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

中川原豊志委員

4 ページのところですけども、扶助費の障害者施設給付費、金額的に大きいんですよ、2億1,800万円。で、障害児が増えてきているのかなという気がするんですが、状況、ここ数年の推移とかそういったものも含めて、何でこの辺が少し大きくなっているのかというのを教えてほしいなと思います。

武富美津子高齢障害福祉課長

障害児施設給付費の増につきましては、利用の決定の人数が増えてきていることと、あとは市内の新規の事業所数が増えてきているところがありますので、それに伴い増加しているというところでございます。

利用決定の人数につきまして、平成30年度が496名、令和元年度が518名、令和2年度が588名、令和3年9月末現在が607人ということですので、その前後になるかと思えます。

中川原豊志委員

毎年毎年、増加傾向の要因って分らんよね。何でこれが増えてきよっとやろうかという要因っていうのは、分らんよね。事業所も増えているし……

武富美津子高齢障害福祉課長

早期発見、早期療育という形で、以前は早期に診断をしに行くところが物すごく抵抗があったかと思いますが、そこが早期発見で早期の療育ということで、いろいろ事業をしておりますので、そのところは少しハードルが、自分の子供の診断をとか、あと周りの目の行き届き方が、ちょっとこの子はどうかなっていう形で、そこでどうかなっていうところから、もうサポートに入るような形もできているので、そこで早めに、一応自分で、療育を受けたいっていう方が増えているっていうところも1つの要因としてはあると思えます。

医療的のところはちょっと分かりませんが。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

今の続き。それで、その人たちはどこに行くわけ。発見された人たち、そういう施設でもあるわけやないか？今言われた療育もその施設——早期発見されて、子供たち、場合によっては親子でいろいろする場合もあるけど、そういう人たちの行き先、受皿っちゅうか、そういうのはどこになりますか。

武富美津子高齢障害福祉課長

受皿というか、そういった事業所が、先ほど言いましたように市内で増えてきているというところですよ。事業所さんのほうで児童の発達支援と学校に行っていない子の支援ですね、学校に行っている子は、放課後デイサービスっていう形で支援をしております。

あとは保育園とか、幼稚園とか希望があったら、気になる子供たちの接し方を聞いたりとかできるような形の巡回相談という形も設けておりますので、そこで見つかった方は事業所とかにつながっていくっていう形になって、療育につながっていくという形になります。

成富牧男委員

今ちょっと出てきたけど、放課後デイサービスとか、そういうところにつないでおられると。それとか、ちょっと見とこうかねとかいう人が通うところもあるわけですね。

そういうのも含めて、いろいろな、その子供の状態に応じてやっているということですかね。ということでよろしゅうございましょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

そういったお子様たちは、計画相談という形で、どういったところに行ったほうがいいのかというところを、まず相談で計画をしていくところがございますので、そこからいろんな事業所を紹介していただいているという現状でございます。

飛松妙子委員

関連して、私が議員になったときの小学校の特別支援学級、大体170人ぐらいいらっしゃったんですけど、それこそ今はもう600人を超えている状態で、年々それが増えていると同時に、今、いろんな施設も増えて、そういう支援が出てきていると思うんですね。

ただ心配なことは、子供たちを一生懸命支援してあげても、御家庭で同じような支援ができないと、なかなか子供たちを一貫して受け入れているとは限らないなと思うんですね。

そういうことを考えたときに、保護者の皆様への支援というのが今後はすごく大事なかと、要は、いろんなことを学んでいただいて、学ぶ中で、放課後デイサービスとか、その施設で受けている支援と、あと御家庭でもそのことを引き続き、子供に接していける支援というも

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

ただいま議題となっております議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第9号)につきまして、健康福祉みらい部関係委員会資料にて御説明申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

初めに歳入について御説明申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生の年齢までの子供がいる世帯に対し支援するための子育て世帯への臨時特別給付金に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に資料3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節2の給料から節4共済費までは、部長、地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課、広域市町村圏組合の派遣職員等の人事異動、それから給与改定等に伴う補正分でございます。

一番下の節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

武富美津子高齢障害福祉課長

続きまして、目2障害者福祉費及び目4老人福祉センター費の節3職員手当につきましては、給与改定等による、会計年度任用職員手当の減額分でございます。

続きまして、目4老人福祉センター費、節3職員手当等につきましても、給与改定等による会計年度職員手当の減額分でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節3職員手当等の会計年度任用職員手当につきましては、給与改定に伴う減額補正でございます。

対象となる会計年度任用職員につきましては、母子父子自立支援員1名、家庭児童相談員

2名、計3名でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

目2保育園費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、保育士等職員45人分及び会計年度任用職員36人分の人事異動及び給与改定に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、目7子育て世帯等臨時特別支援事業費について御説明申し上げます。

資料の6ページをお願いいたします。

事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業、事業の目的といたしまして新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、子供1人当たり10万円相当の給付を行うものでございます。今回速やかな給付を行うため、先行して給付金5万円を支給するものでございます。

事業内容といたしまして、支給対象者でございますが、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育している者で所得が児童手当（本則給付）の支給要件相当に該当する方となります。

給付額につきましては、児童1人当たり5万円。

事業費のうち、子育て世帯への臨時特別給付金の7億円につきましては、今回の給付金の対象見込み児童数を1万4,000人と見込んでおりますので、児童1人当たりの給付額を乗じた数字となっております。

対象見込み児童数1万4,000人の内訳といたしましては、令和3年9月分の児童手当の本則給付対象の中学生までの人数を1万1,000人、この1万1,000人は公務員世帯分も含んでおります。また、高校生の年齢を2,600人。令和3年10月分の児童手当の本則給付対象以降、令和4年3月31日出生までの新生児の人数を400人と見込んでおります。

事務費につきましては、高校生のみの世帯や、公務員の世帯につきましては、所得判定や口座情報の把握が必要であることから、申請を必要といたしておりますので、その事務補助のための会計年度任用職員1名に対する報酬など、及び申請書等の送付返信に要する通信運搬費などとして252万8,000円を計上させていただいております。

なお、今回の事業につきましては、中学生までの対象世帯には、年内の給付を目指すこととなっておりますので、その準備のために封筒購入及びシステム改修費などとして予備費を124万3,000円使用させていただいております。

議案審議のほうでも述べさせていただきましたけれども、12月14日に年内支給対象世帯5,491世帯、1万370人分に対し案内通知を発送し、受給拒否を示される場合には、12月23日までに届出書の提出を頂くことにしております。

支給日につきましては、12月27日としております。

高校生の年齢でも、年内給付の中学生までの世帯と同一であれば、年内一緒に給付をいたします。

別途御手元に配付させていただきました令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金、先行給付金の御案内チラシは、対象世帯に通知書と一緒に同封して送付させていただいております。

以上です。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に資料5ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費の節2給料から節4共済費につきましては、生活支援系の人事異動、それから給与改定等に伴う補正分でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

5ページ、一番下でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の節2給料から節4共済費につきましては、健康増進課18名、国保年金課5名の人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

成富牧男委員

給付金のことでお尋ねします。まず、これ後からでいいですけど、これは委員長にお願いせないかんかもしれませんけど、本則給付の支給対象となる児童。

所得要件のことを言っておられると思うんですけど、この金額とかを知りたいんで、ずっと言われたら、こっちも書き留めるのも大変やけんが、もしよかったら資料を——それか具体的な金額を知りたい。どれぐらいの人がもらえるとかね、そういう意味です。

林康司こども育成課長

今回の給付に当たりましては、今までの子育て給付金等と同様に本則給付の方が対象となっております。

ホームページにも今回その収入額の目安、併せて一覧表で所得制限限度額も親族等の人数に応じた額を示させていただいております。

議案審議でも述べさせていただいておりましたように、子供2人と103万円以下の扶養親族で計3人の場合が960万円で基本的には1人当たり増えることに……（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

資料でもう簡単に打ち出すことでできるんだったら、後で資料提出をお願いできますか。

林康司 とも育成課長

国がしている分がありますので、それを参考に提出させていただきます。

藤田昌隆 委員長

よろしく申し上げます。

ほかに。

成富牧男 委員

これに書いてありますけど、申請が必要なものの3行目、令和3年9月30日時点で書いてありますよね。

10月1日以降、例えば親が離婚したとなった場合に、母親——男親が一般的に多いですね、受給する。

そこを母親と子供を——ですから実態としては、受給する人、こっちからいったら支給する人が子供を育てていないのにもらうようなケースが出てくるんじゃないかっていう懸念があるんですけど、そこら辺国はどういうふうに言っているんですか。

野中潤二 とも育成課子育て支援係長

成富委員おっしゃるとおり基準日は令和3年の9月30日が基準日となっております。

この給付金の制度は児童手当の仕組みを活用したものでございまして、基準日の翌日以降に支給対象者が離婚したとか、離婚協議を開始した場合につきましては、9月分の児童手当の受給者の方に給付金は支給されることになっております。

成富牧男 委員

今言いにくそうに言いんしゃったばってん、担当課としてはちゃんと実質的に——こっちがつかめておけば、母親なら母親のほうにやりたいよね。

だって今言われたように、今のところそうならないんですよ、国のほうは。

これはぜひもう言うておられるでしょうけど、どんどん言うていただいて、運用の中で対応できる、私が申し上げたようなケースは把握しておればもうこっちに行くとか、しまったって分かってても、後から戻せって言えるごと、なるべく——忙しかねってというような顔をしようけど、大変でしょうけど、何のためにしているかちゅうことを考えれば、なるべく支給日の前に早く決着、それこそその国、県に言うていただきたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆 委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎 委員

保育園費のところ、毎回聞いていますが、4ページですね。款3、項2、目2保育園費です。節は2、3、4ともですけど、これ45名っていう説明でしたけど、金額全般に当たっては人数とか、保育士さんの環境そのものに影響はなくて、ただただ人事院勧告に準じての減額補正ということでもいいですか。

林康司 こども育成課長

45名分が当初につけておりましたので、ただ今年度は欠員1名ございますので、その分は反映しております。

樋口伸一郎委員

欠員1名分はおおむね幾らですかね、節2、3、4で。

林康司 こども育成課長

新卒の給与ということになりますので、すいません、ちょっと正確な数字は今のところ…
…（「約でいいですよ」と呼ぶ者あり）

約300万円となります。（発言する者あり）

300万円から400万円の数字になります。

樋口伸一郎委員

大体半分ぐらいというところですね、4割から5割っていうところですけど。

ちなみに令和2年12月の段階でいいですよ、資料探さなくていいんですけど、前年度は節2給料で行けば約768万円の減額、職員手当でいけば、378万円の減額、共済費は409万円の減額ですよ。なおかつ、令和3年の3月の補正では、またさらに給料は272万円の減額で、職員手当等は715万円の減額、共済費は約91万円の減額なんですよ。例年、減額減額で来るんですよ。

12月、この時期に減額補正が来て、3月補正でまた減額が来て、今回また12月、今回なんですけどまた減額。これが過去の経緯なんですね。

ここが、保育士不足等は、数々の議員さんが一般質問等でされて、保育士不足によって改善ができないところっていうのがいっぱいあるわけなんですよ。こども育成課に限らず、学童保育っていうんですかね、あっちもそうです。

保育士の不足のために、正職員45人を変えるっていうか、分母を増やすっていうお考えは今までのさんざんのやり取りの中でできないということだったんですけど、この辺りの減額をずっとしてこられている予算、今回の補正が、人事院勧告に伴うものもありますけど、欠員とかで約300万円から400万円の補正ですから。

この辺りを独自の助成でも何でもいいですよ、それとか正規の保育士じゃなくてもいいですよ、嘱託の職員さんとかでもいいんですよ。

県とかが行っている保育士を増やすような取組以外に、この辺りの減額していく、ずっとされてきよる予算を何とか捻出して、保育士の確保に充てるような独自予算をつくってほしいというお願いも含めた質問なんです。

お願いと今後の考え方、これ毎回繰り返しているんですよね。年々、減額減額、減額減額っていうのを。

当初も、もう平成27年度の新制度移行後を振り返ると、ずっと当初は予算は立てるんですが、減額補正でずっと延々に行くんですよ。むしろ保育士さんが多過ぎて、増額補正をしなくちゃならなかったというのではないですね。

ですから、やっぱこの辺りを見られて、現状の考え方と、今後どうつなげるかっていうのが欲しいんですよ。

林康司 こども育成課長

正職員の分と、現在会計年度任用職員と分けて、ちょっとお答えさせていただくようになります。

特に正職員につきましては、昨年度が2名、今年度が1名の欠員による12月補正になっております。また3月の補正の減につきましては、産休、育児休暇の方が少し増えているとか、そういったところで減額補正を行っているところでございます。

会計年度任用職員、以前の嘱託の保育士につきましては、樋口委員からも、もうずっと前から御心配いただいておりますとおあり、なかなか定員を受け入れる人数での嘱託員、会計年度任用職員の雇用を目指した予算を立てさせていただいておりますけれども、なかなかその補充まで至っていないと。

ただ、今後またその、今までどおり国の給与を回すっていうことではなくて、新たに次の補助金制度を活用したものを、私立保育所のほうですけれども、活用していくことにはしておりますが、公立の分につきましては、なかなかそこに対しての独自というのは難しいものがあります。

ただ昨年度、会計年度任用職員になったことで、ベースアップというか、期末手当が出るようになりましたので、そこでまた確保には努めてまいりたいと考えております。

樋口伸一郎 委員

最後ですけど、お考えは分かったんで、これを年度間通せば、当初予算立てをしてから減額の補正の合計額は大体1,000万円を確実に超えますね。

で、2,000万円を超えるときもあるので、当初予算立てをした金額で限られた財源がありますんでって言うと、もうオリジナルのことはできませんが、減額補正を、もう新制度以降、子育て支援計画も5年、後期にも入っているでしょう、5年たったんで。

ですので、やっぱり財源の確保はもうこれを見たらできるってことなんですよ、減額をずっとされていますんで、議会から見れば。

この減額補正の分を半額でも充てれば、せめて嘱託職員の数は増やせませし、正規であっても1人、2人、新卒であれば増やせる額になりますんで。

ですから、こういう声があることを、やっぱり担当課レベルでは、独自の助成とか決められるものではないので、やっぱり個人的には部長のほうからも市長のほうに、ぜひ前も言いましたけど上げていっていただきたいと、当初予算を立てるけれども、減額減額減額で行くので。

その辺りの実態を上伝えて、それを財源確保にして、やっぱり独自の助成につなげていくってような考え方と、一般質問でも答えられる内容が変わってくるので、そういうのをぜひ伝えていっていただきたいと、上のほうに、部長のお願いを申し上げたいんですけど、お考えどうでしょうか。これで質問終わりますので。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

公立保育所の保育士については、どうしても定員がございますので、まず現状としては、必ず定員を確保する、採用に力を入れていただく。

もちろんそういった職員の待遇という部分も、考えていかなければならないと思っております。

ただ、入所待ち児童とかそういったものを受け入れるために公立だけではできませんので、私立に対しても手厚い新卒採用の確保策を今後取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

公立保育所の保育士の定員は幾らですか。（発言する者あり）

定員がございますのでって、それはどっちの定員を言ったとかな。

私の理解は、保育士の定員は、受皿はあるけど、満たしていないって、定員の半分ぐらいしか保育士はいないという理解ばってん、今のはちょっとそれとは違うようなことやったんで、それをお答えください。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

今、私が申し上げたのは、正規の職員の保育士の定員ということでございます。

正規職員の定員がございます。ただ、会計年度任用職員についてが、例年、確保できていないということです。

成富牧男委員

今言われたところはそれでいいんですか、正規の保育士の職員の定員は満たしていないと

いう状態じゃないですか今。

林康司 子育て課長

先ほど御説明いたしましたように、現在の保育所の定員といたしまして45名、40名が保育士で5名が栄養士となっております。

先ほど申しましたように、令和2年度、令和3年度も正職の保育士の欠員というのがそれぞれ生じた状態ではあります。

成富牧男 委員

ごめんなさい、ちょっと行き違いがあったみたいやけど、私が言っているのは正規のいわゆる定員は満たしていないという状態じゃない、まだ十分に――逆か、欠員状態にあるんじゃないですかということばってん。保育士の定数。

藤田昌隆 委員長

分かる今？（発言する者あり）

林康司 子育て課長

各園の年齢に応じた保育士の配置を含めて……（発言する者あり）

成富牧男 委員

記憶にずっと残っているもんやけん、いつも私は正規の保育士、正職さんを入れなさいって言うと、なぜか知らんけど、定数の半分が正規で、あとが昔言いよった嘱託職員ね、今で言う会計年度任用職員。という話がずっとあったけん、今の話。この正規の職員がいっぱい、ほとんど埋まっているから、なかなか難しいというふうに聞こえたもんやから。そうですかっていう。

どっちですか。

林康司 子育て課長

児童を受け入れるための人数は、正規職員と会計年度任用職員で対応していくことになっております。

で、正規の職員の数っていうのは先ほど来述べていますように、公立職員の市の職員としての数が決まっております。

ただ、保育園の園児の定数を受け入れるための会計年度任用職員の数は不足している状態でございます。

成富牧男 委員

私の言い方が難しいかもしれん。要は、公立の保育園は、この頃、私あまり調べとらんけん分からんけど、ずっと前から言われているのは、受け入れたくても、さっき樋口議員が言ったように、いわゆる職員さんが不足して、受け入れられんっちゃう状態がずっと続いとっ

たったい。

その頃質問しよったときに、それは嘱託職員やけん、もう少し待遇をよくして、正規職員として募集すれば、今それでもなかなか言いよっけど、募集すればよかろうもんって言ったときの私の理解は、例えば定数50名のうち25名は正規職員やけど、あとの25名はその当時の嘱託職員でやっていますみたいな話があったから、このあと半分は定数、定数がある、受入れしてはいいない？

林康司 こども育成課長

そう考えての定数はございません。あとは配置によって加配等の配置が必要な保育士も出てまいりますので、その分につきましては、予算の中で、入れておりますので……。

岩橋浩一 健康福祉みらい部長

今回の補正でお願いしている分についてはあくまでも、正規職員の給料については正規職員でございます。

正規職員については先ほど林課長が申し上げた45人が、鳥栖市の職員条例上の正規職員の数でございます。

それと現実には、保育士がお預かりする児童数に合わせて必要な保育士の数が出てまいります。年齢構成とかいろいろあります。

正規職員の45名と会計年度任用職員の同数ぐらい、詳細な数は分かりませんが、保育に必要な人数について、正職員が不足する分については会計年度任用職員を雇用して児童を預かるという形になっております。

ただ樋口委員おっしゃるように、今まで賃金で出てきた分、12月で落としたり3月で落としたりして、会計年度任用職員の募集をしても来ていただけないために、児童を預れないという状態が、いわゆる入所待ち児童の部分については、そういった状態が続いているということでございます。

先ほど申し上げたのは、職員定数の定数条例上の職員、保育士について採用試験しておりますけれども、今年度も1名の欠員のままになっていると。まずはその正規の職員を定数分確保するのが最優先と考えております。

それと併せて、児童預かりをするためには、私立の保育所も御協力いただかないといけませんので、そこでもいわゆる正規の保育士さんがなかなか確保できないような状況になっています。

9月の決算委員会の中でも、保育士確保策について何らかのということが御要望ございましたので、来年度に向けて、新規採用の保育士、私立についての保育士確保策を今検討しているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

そうしたら今言っているのは、こういうことですねということではちょっと終わりますんで。

要は、今まで私はずっと誤解しとったという前提になりますけど、鳥栖市の定数条例でいって保育士であるところの鳥栖市の職員、保育士だけでもいいたいね、取りあえず。その人数はもう十分満たしてしまっているっていう理解？

欠員の1名とか2名とかある状態だけですよということ？いつぐらいから——その半数は、嘱託職員さんで賄っているっていう答弁をずっとしてきておるよ。だから今日はここで確認まではせんけど、もう一度、次の議会でも確認をさせてください。

終わります。

藤田昌隆委員長

今の関連。すいません、きちんともう一回、文書としてしっかり答弁をしてください。後日でいいですから。長引きますんで、きちんと文章で、1回時間取りますので、そのときに報告してください。

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

部長から説明ありましたけど、給料、職員手当、共済費、正職の部分での減額補正ですよ、ですからいいんですよ。

水車でいったら、予算を立ててお金を回し出しましたと。こぼれているお金とかも鑑みると全部毎年変わらんから、正規の分のお金のところでいいんですよ。

予算編成で、必ず前年度立てた予算で立てなきゃいかんわけじゃないので、その辺を鑑みてきちっと予算立てをせんと、毎年減っている部分があるので、正規の定数条例とかいろいろあるかもしれないですけど、その辺も同じことをやっているのであれば、もう減額で1,000万円以上超す金額っていうのは、きちっと考えた上で、今回の減額補正も受けて、次年度に。

さっきの保育士確保のほうに項目変わってもいいと思うんですよ、当初予算であれば、金額が減っていて、今年度の中じゃできないですけど、そういうことを検討していただきって言っているんです。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

チラシのほうで確認させていただきたいのですが、DV被害による子供とともに避難して

いますがどうなりますかってところに、先行給付金についてはってことで書かれているんですが、DV被害者の方に関しては、27日よりも以前に給付するという意味なのか、どういう意味なのか教えてください。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

DVで避難されてある方につきましては、児童手当の令和3年10月の支給対象者となってある方につきましては、今回27日の給付で支給することとなっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

このDV被害による子供とかも避難されている方も27日の給付ですよということですね。

何もしなかったらっていう意味ですか。ちょっと意味が———すいません。

藤田昌隆委員長

質問の意味、分かりますか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

9月30日時点での取扱いとなっておりますので、申出を受けた時点で避難者がいる住居地から加害者の方、いわゆる避難者の住民票がある住所地に連絡通知等を行いまして、その時点で加害者の方に給付金が支給されていなければ避難者の方に給付金が居住地により支給されるものとなっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

9月分までの児童手当の支給を配偶者、加害者が受けている場合についても……。

児童手当を加害者が受けている、しかしこのDVの被害者の方に給付できるということですか。ちょっと意味が分からなくて申し訳ないです。

林康司こども育成課長

あとはもうDV被害で窓口で御相談いただいた時期によるというところが正直なところでございます。

一緒にお住まいであった前の住所で、もう配偶者に給付をされているのであれば避難された方への給付はできないものではございますけれども、されていなくて児童手当の認定の手続が完了しているというのであれば給付は可能となっております。

飛松妙子委員

窓口で相談をすれば被害者の方に給付することができる。

もう一つは、児童手当の支給が、加害者に行っているということですかね。加害者に行っている場合についても、事前に相談すれば、被害者の方が受け取ることができるということですかね。

林康司 子育て課長

加害者の方が受け取るようになっていても、まだ受け取られていない状況で、避難先のほうで児童手当の手続、認定を受けてあるということであれば、受けられますということになります。

飛松妙子 委員

では27日に振り込みをされる場合、いつまでに相談すれば間に合うのでしょうか。

林康司 子育て課長

正直なかなか難しい日にちだとは思っております。ただ後の5万円の給付もございまして、私たちの広報といたしましては、なるべく早くそちらに間に合うように御相談いただければというところで、御相談者の方にはお話をさせていただきたいと思っています。

飛松妙子 委員

ではこの紙自体、児童手当をもらっているところに、全て配布されるわけですよね。ということは、加害者の方もこれを見られるってということですよね。そういうことですね。

で、残りの5万円をってことでおっしゃられたんですが、やっぱり被害者の方って非常に生活が厳しい状況だと思うんですよね。ですから、やっぱりもっと発信を、相談してくださいという発信を国が決まってからというよりも、もう今からどんどんしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

中川原豊志 委員

この給付金ですけれども、残りの5万円についてですけど、西依君の議案質疑の話の中で、残り5万円も現金で検討するような話があったんですが、時期的にいつぐらいになる予定なのか教えていただきたいなと思います。

というのと、これもまた予算計上しなくちゃいけないんで、定例会でいくなら3月補正くらいまでかかっちゃうんですが、それからしよったら、もう4月、5月になってしまう可能性があるんで、国のほうの予算が通れば、早めに計上することも可能かなと思うんですが。

3月補正まで待たないで支給することって可能なのかなというのを踏まえて確認をさせていただきます。

岩橋浩一 健康福祉みらい部長

国の予算を待って、もちろん市のほうで予算編成していくことになります。

予算編成した暁には、できるだけ早めに議会のほうにお諮りしたいと考えております。

中川原豊志委員

国が残りの5万円について3月補正で出すってことじゃないと思うんだけど、その辺ちょっとよう分からんばってんが。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

国のほうでは、今国会で追加分が順調にいけば、もう年内に補正予算のほうが成立します。

21日の予定かと思えますけれども、それを受けまして、市のほうでも追加分の予算編成に入っていくと思えます。

そのほか、もろもろの経済対策とか、コロナ関係の対策費も上がっておりますので、その辺りも含めたところで、予算の編成に入ってくると思えます。

当然、予算編成した暁には議会のほうにお諮りした上で、速やかに執行できるように進めていきたいと思っております。

中川原豊志委員

一般質問でも質問させてもらったんですけども、コロナ対策関係で経済対策の交付金等も今国会で決まる可能性もありますんで、そうした場合、3月定例会まで待たんで、早めに出せる分は早めに出すように、臨時会でも開いていただきたいという要望でございます。

飛松妙子委員

併せて、同じことですが、一般質問でも申し上げましたけど、本当に春の入学シーズン、また新学年に上がるシーズンに合わせてお配りするっていうのがもともとこれの趣旨でございましたので、それに間に合わせる事が一番重要だと思っております。

ぜひ現金支給をしていただけるということですので、早急にそのことはお願いをしたいと思えます。

また担当課におかれましては大変な作業だと思えますけど、ぜひ御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

それでは質疑を終わります。



報告（こども育成課）

子育て支援クーポン券の交付について

藤田昌隆委員長

次に執行部より報告の申出がっておりますので、お受けいたします。

林康司こども育成課長

今改めてお配りさせていただいております青の2色刷りのものがございます。

こちらにつきましては、誤解がないようにと思えますけど、この子育て支援クーポン券を交付します、こちらにつきましては、年度当初から国の臨時交付金を活用いたしまして、昨年度から新生児に対しての給付金等々行ってまいりましたけれども、今年度につきましては、新生児を加えまして、現在の妊産婦の方を対象にいたしまして、子育ての支援を行うためのクーポン券を発行している事業でございます。

クーポン券の利用といたしまして年度当初からは鳥栖のファミリー・サポート・センターによる子育て支援一時預かりの子育て支援、またはシルバー人材センターで行っていただいております妊産婦家事育児支援のほうを御利用いただくクーポン券ということでお配りしておりましたけれども、正直、なかなか利用状況が伸び悩んでおりましたので、半年して、執行率も数%ということでしたので、せっかくの事業でございますので、市内の子育て支援センターとか児童センターの指導員等々に御意見を伺いまして、そこの現場の声を拾い上げさせていただいた中で、やはりファミ・サポが送迎の支援がございますけれども、そういった送迎の支援というのを望まれる声が多かったということから、市内タクシー業者による送迎の支援事業を加えさせていただいたところでございます。

新生児の1時間当たりの利用券ということで、もともとはしておりましたけれども、タクシーの場合は1枚の券で300円、20枚つづりですのでタクシー利用を全部された場合には6,000円分ということで取扱いをさせていただいております。

この事業につきましても今まで広報等につきましては、今までも母子手帳の交付時にお知らせをしていただくとか、当然、ホームページ等々でお知らせもしておりますけれども、鳥栖市をはじめ、近隣の産婦人科にも、こういった鳥栖市の支援がございますということで、改めてタクシー事業を始めましたということで御案内をさせていただいております。

11月の後半からのタクシー利用ということですので、なかなか数字というのは、現在まだ上がってきているものではございませんけれども、年度末まで、たくさんの方に使っていただきますように、これからも周知のほうには努めてまいりたいと考えております。

以上です。

藤田昌隆委員長

今説明が終わりました。質問のある方は挙手の上、お願いいたします。

飛松妙子委員

まず今までに何人の方に配付をされたのかと、今まで集計されている分でどのくらい使われたのかを教えてください。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

交付につきましては、新生児と妊婦さん合わせて650人掛ける2ということで、1,300人を見込んでおりまして、1,300冊作成しているところでございます。

交付数につきましては、12月4日現在で約500冊。

交付率といたしましては、約38%でございます。

交付者の内訳につきましては、出生者に対して約420冊、また妊婦さんにつきましては、80冊を交付しているところでございます。

予算の執行につきましては、予算額800万円になっておりまして、申請件数135件、使用枚数約400枚。

予算執行金額といたしましては約35万円。予算執行率としては約4.4%となっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

500冊配付したということですが、この500冊配付は、現在までに全員ってということでしょうか。それとも要らないって方もいらっしゃるってことでしょうか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

基本的に出生された方につきましては、児童手当等の手続きがございますので、こども育成課の窓口にお見えになった際には、こういうのがありますということで、お渡ししているところはございます。

妊婦さんにつきましては、母子手帳をもらった方について交付をしているところでございますが、この方たちには申請をしていただくような形を取っております。

妊婦さんにおきましては、全ての方がこのクーポンの申請をいただいているわけではございません。

以上でございます。

飛松妙子委員

それでは、妊婦さんが申請するために、まずどこでお知らせをされておりますか。

林康司こども育成課長

母子手帳交付は健康増進課でしていただいておりますので、こども育成課としては、事業の広報、こういった事業をしております、交付や使用用途につきましては、こども育成課で

お願いしますということで、まず御説明をしていただいております。

あとは先ほど、妊婦さんにつきましては、今は産婦人科のほうで広報を追加して行っておりますし、あと通常どおりホームページ、市報等々でも拡充いたしましたということで御案内をさせていただきます。

飛松妙子委員

分かりました。

内容的に、500冊配付したんだけど、35万円しか扱っていただけていないってことは、やっぱりなかなかこのニーズが合っていなかったんだなっていうところが正直なところだと思います。

また声を聞いて、新たにタクシー業者による送迎の支援を設けたということで、また今後どのように伸びるかなっていうところが、あと4か月ぐらいですかね、期待するところではあるんですが。せつかなので妊産婦さんのデイサービス、産後ケア、何かそういうのに使えたらいいのかなあっていうところもあるので、支援としてはいい方向性だと思うんですね。

ただ、内容的にどうなのかっていうところなので、ちょっとここはやっぱりしっかり妊産婦さんの意見を聞きながらやっていくことが重要かなというのを感じていますので、ぜひまた子育て支援、すごく大事な部分ですので、予算はよろしくお願ひしたいとは思っています。

以上です。

樋口伸一郎委員

すいません800万円云々って出ていましたけど、予算ってどこから出ているんですか。

林康司こども育成課長

新型コロナウイルスの臨時交付金です。

中川原豊志委員

窓口はこども育成課でいいですよ。逆に里帰り出産されている方っていうのは対象外ですか。

林康司こども育成課長

鳥栖市に住民票がある方を対象といたしておりますので、対象外になります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩



午後 3 時35分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



市民環境部

議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

藤田昌隆委員長

これより市民環境部関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、予算関係議案の議案乙第33号、34号、第37号、38号、それから議案甲第26号、27号、報告1件となっております。

まず、議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

一般会計補正予算の厚生常任委員会資料、補正予算説明資料の2ページのほうをお願いいたします。

歳入についてまず御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、新型コロナウイルス感染症により大幅な調定減となると見込んでおりましたが、今年度の調定や収入状況を踏まえまして、均等割を300万円、所得割を2億円増額補正するものでございます。

次に目2法人、節1現年課税分につきましても、同様な理由によりまして、法人税割を1億円増額するものでございます。

以上でございます。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、その下、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業に今回、今泉町のコミュニティ活動に要する備品整備事業が助成決定を受けましたので、助成金220万円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費の節10需用費につきましては、まちづくり推進センターで使用いたします電気料等の補正でございます。

節14工事請負費につきましては、若葉まちづくり推進センター空調設備の室外機を移設するための費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、コミュニティ事業補助金につきましては、歳入でも御説明いたしましたとおり、今泉町におきまして、コミュニティ活動として行われている盆踊りに使用するステージ枠、ちょうちん、紅白幕などの、やぐらセットの整備を行うものでございます。

また、自治公民館建設等補助金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づき神辺町が行います神辺町公民館及び国泰寺公民館の改修に対する補助金を交付するものでございます。

事業の概要につきましては、4ページ目をお開きください。

今回の改修につきましては、神辺町公民館大広間への空調設備の設置工事及び国泰寺公民館玄関の改修工事を行うもので、対象工事費の10分の3を補助するものでございます。

以上、市民環境部関係の12月補正予算の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

これより質疑に入ります。

飛松妙子委員

コミュニティ助成金220万円を今泉町が助成金を受けたと。

どこかに申請をして受けたということなのか、教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、今泉町の取組に対しまして助成決定を受けたということで、これから事業を行うことになりまして、今回盆踊りに使用するやぐらセットの老朽化に伴う買換えについて、県を通じて一般財団法人自治総合センターに申請を行い、その助成決定を受けたということにな

ります。

飛松妙子委員

今までもこういう事業というものを鳥栖市が後押しをされてきたのかをお伺いしたいんですが。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

このコミュニティ事業につきましては、宝くじを財源とする補助金になっておりまして、市を通じて県、それからこちらの財団のほうに申請をされることになっております。

これまでも年間数件の規模で助成を受けてきております。

飛松妙子委員

分かりました。ぜひ今後とも町の応援をしていただければと思います。

それと4ページの補助限度額、自主防災組織を結成した場合は、避難所と指定する場合は1自治会当たり150万円と書かれているんですが、ここの計算は100万円に対して、42万円なのか、150万円に対して42万円なのか、どちらになりますでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回の補助金につきましては、神辺町で2か所公民館を改修されることになっておりまして、まず神辺町公民館のほうで改修費用の総額が92万6,000円に対して27万円の補助。

それから、国泰寺の公民館のほうで対象経費19万8,000円に対して15万円の補助ということで合計が42万円ということで助成決定をしております。

飛松妙子委員

それで、下のほうに自主防災組織を結成した場合は、補助限度額が150万円って書かれているんですが——ここまで到達していないので42万円ということですかね。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

対象経費の10分の3というのを基本としておりまして、上限が通常100万円でございますが、自主防災組織を結成してあって、その公民館を自主避難所としている場合は、補助限度額を150万円としているということでございます。

樋口伸一郎委員

2ページをお願いします。

歳入の個人、法人、一括して増額補正についてお尋ねですけど、御説明では、コロナの影響等を鑑みて調定額を低く見ていたための増額というような御説明だったかと思うんですけど、これ調べれば分かると思うので、教えていただきたいんですけど。

コロナ前と比べてみて、この増額補正ということは少し回復したのかなっていうようにも見受けられますけど、コロナ前と比べたらこの増額補正を含めて、どの程度の水準まで戻っ

ているのかなって気になったんで、御見解を求めたいと思うんですけど。

いかがでしょう。

佐々木利博税務課長

市民税の場合、今、令和3年度分の課税をかけておりますけれども、これが令和2年度中の所得に対するものですから、それ自体はやはり下がっているという形にはなります。

令和2年度の市県民税の調定と、令和3年度の今の調定を比較したところで、やはり減額にはなっているんですよ。2%ほど落ちてはいます。

法人税とかも同じように2%ほどは落ちているので、影響があるのかないのかと言われると、どちらかでもあるというところはあるかと思えます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

まだ影響は残っているけれども、徐々に戻っていったような感じはあるってことではないですか。

佐々木利博税務課長

戻っているのはまだ——令和3年度分の諸収入がまだ出てきていませんので、今後1月以降に源泉徴収票が出てきて、来年の6月に初めて課税するものですから、その時点で初めての数字が分かってきますので、今時点で回復かどうかというのは、お答えができていないところでございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

なければ、質疑を終わります。



議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第37号令和3年度鳥栖一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）の

うち、市民環境部関係について御説明いたします。

厚生常任委員会資料の補正予算説明資料のうち、補正予算第9号の資料のほうをよろしく
お願いいたします。

2 ページ目をお願いいたします。

2 ページ目の款2 総務費、項1 総務管理費、目11まちづくり推進センター費から3 ページ
目の、款4 衛生費、項3 清掃費、目1 清掃総務費までについてでございますけれども、こち
らについては、人事異動及び制度改正等に伴う人件費の補正を各費目において行うものでご
ざいます。

以上で、議案乙第37号令和3年度一般会計補正予算（第9号）のうち、市民環境部関係の
説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。



議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題と
いたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会
計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

まず歳入について説明申し上げます。

資料は2 ページをお願いいたします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金につきましては、
歳出の保険給付費、一般被保険者療養費等の補正に伴い補正するものでございます。

なお、国民健康保険制度は平成30年度からこれまで、市町村単位での運営から県単位化され、国民健康保険の財政運営の責任主体は佐賀県となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることになっております。

一方市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、特定健診をはじめとする保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになっております。

その中で、保険給付費は市町村が行うものの佐賀県が給付に必要な費用を全額市町村へ交付することになっているため、歳出である保険給付費の増額補正に伴い、その財源として県からの普通交付金を補正するものでございます。

次に、款5繰入金、項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、歳出で御説明いたしますけれども、令和2年度保険給付費等交付金の精算に伴う県への返還金等の財源として補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料は次のページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、次の表の目3一般被保険者療養費及び、次の表の項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費のいずれにつきましても、当初の見込額より本年度の上半期の給付実績額が、それぞれ増加しております。

具体的に申し上げますと、当初予算ベースで、療養給付費が約3%の増、療養費が約15%増、高額療養費が約3%増とそれぞれ増加しております。

この状況で推移いたしますと、予算不足を生じる可能性が見込まれるため、それぞれ増額補正するものでございます。

増額の主な要因といたしましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えにより医療費が減少しておりましたけれども、本年度の上半期の実績では、昨年度の上半期と比較して、コロナによる受診控えが落ちつき、受診率が約9%増加しております。

また1人当たりの医療費も約8%増加しており、療養給付費を初め、療養費や高額療養費が増加しているところでございます。

なお、一番上の被保険者療養給付費につきましては、一般的には現物給付と言われるものでございます。

被保険者が病気やけがなどで医療機関に被保険者証を提示し、医療機関から診察、薬剤処置、手術その他の治療などの給付を受け、その診療等に対する報酬から自己負担分を除いた分を保険者と医療機関の間で決済するものでございます。

また、中段の一般被保険者療養費につきましては、被保険者の責めに帰さない特別の事由

のために現物給付ができないもので、いわゆる現金給付と言われるものでございます。

緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示せずに治療を受け、一旦自費で診療を受け、事後に現金でその費用を保険者から受けるものや、医療機関で現物給付をしていないコルセットなど治療用装具の製作費や、はり・きゅうマッサージなどの施術を受けた場合などがこれに該当いたします。

下段の表の一般被保険者高額療養費につきましては、皆様御承知のこととは思いますが、1か月間にかかった医療費の自己負担額を合算し、被保険者の収入状況に応じた自己負担限度額を超えた額について保険者が支給するものでございます。

例といたしましては、長期入院、高度な治療などを受けた場合などが該当いたします。

次に、4ページをお願いいたします。

款6保健事業費、項2保健事業費、目2療養費、節18負担金、補助及び交付金のはり・きゅう助成金につきましては、本年度上半期の利用者数が例年と比べまして増加しております。この状況で推移いたしますと、予算不足が生じる可能性が見込まれるため、増額補正するものでございます。

なお、はり・きゅう助成金の助成制度につきましては、被保険者が本市指定のはり・きゅう施術所において、本市が発行したはり・きゅう施設利用者証を提示し手術を受けた場合に1日1回、毎年度30回以内を原則とし、1回につき1,000円を助成しているものでございます。

次に、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節22償還金、利子及び割引料のうち、令和2年度普通交付金の精算に伴う返還金につきましては、9月定例会の本常任委員会で令和2年度の精算に伴う繰越金関係について、次の資料5ページになりますけれども、これに基づいて説明を申し上げておりましたけれども、令和2年度の普通交付金の精算金の確定に伴い県へ返還するものでございます。

なお、この返還金は、病院や診療所の窓口で支払う医療費の3割分、あるいは2割分などの一部負担分を除いた残りの7割、あるいは8割分などの医療費は、国民健康保険の保険者である本市が、病院や診療所等へお支払いしております。

この保険給付費は、先ほど歳入でも御説明申し上げましたとおり、審査支払手数料や出産育児一時金等除いて、県の普通交付金で全額賄われております。

資料の5ページをお願いいたします。

青色で記載しております、まず歳入の部の県からの普通交付金50億円で、歳出の部に記載の療養給付費のうち、県普通交付金と対象分が49億4,861万9,222円を賄い、不要となった金額5,138万778円を県へ返還するという仕組みによるものでございます。

また、収入の部に記載の第三者行為納付金等1,069万9,424円につきましては、過年度の保

険給付分に対する歳入でございますので、これも合わせて今回県へ返還するものでございます。

4ページへお戻りください。

次に、令和2年度の特別交付金の精算に伴う返還金につきましては、令和2年度に実施いたしました特定健康診査及び特定保健指導に要した経費による確定額が、県からの補助金交付済額より下回ったため、県へ返還するものでございます。

この理由といたしましては、コロナ禍により特定健診等の受診者数が予定よりも少なかったことによるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

5ページをお願いします。

前回も聞いたんですけど、また教えてもらいたいです。

確認から入りますけど、一番下のまず7,926万1,399円、これ基金やったんですよね。で、6,208万202円が、令和3年度決算の歳入に反映されるものやったですか。

合っていますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

一番下の行の7,926万1,399円につきましては、計算式を書いておりますけど1億4,100万円が、まず令和2年度の精算分、決算で剰余した分ですね。

これから県にお返しする6,200万円を引いた残りが実質的な黒字分ということになります。

令和3年度の9月の補正では1億4,000万円ほどを基金に繰入れをいたしておりまして、今回基金に積み立てた分から、6,200万円、県への返還分を支出するというところでございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、これ9月にもお示しいただいた表ですけど、今回補正審査に当たっていろいろ歳出、歳入、もろもろと説明をいただいたじゃないですか。この分には何も関係ないということですか。

前回の数字が全く変わっとらんけんですよ。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今回の12月補正の歳出の部で償還金の説明の資料として活用させていただいたものでございます。

樋口伸一郎委員

そうしたらこれは、説明をした分とは別に参考資料としてつけて、審査自体はもう歳入、歳出の部分だけでやるっちゅうことですね。

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

先ほどの御説明の中で、昨年度、その前もそうだと思うんですけど、コロナで受診控えがあったと。

がん検診とか特定健診ですが、その影響もあって、令和2年度に反映をしていると。この内容で、どのような——具体的に何か報告というか、内容が報告できる内容があれば教えていただきたいなと思うんですが。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今回の特定健診関係ということでお答えいたしますけれども、令和2年度当初、やはり年間20回程度を計画しておりましたけれども、コロナ禍の中で、やはり三密を避けるということで、定員数を下げております。その関係で、当初とやっぱり違った形で、受診者が減ったと。定員数も減らして、その中でまた受診控えということもあって、減ったということで、受診率が、令和元年度と比べまして、2%ほど下がっております。

今年に入って、また同じようにやっておりますけれども、例年の同月比と比較すると増えているという状況をしておりますので、令和2年度に関して言うと、やっぱりコロナの影響が多かったということで認識しております。

あと、医療費が今年上がっておりますので、そこと因果関係があるんじゃないかなと、新聞にも記載ありましたけれども、検診が控えられているということで、ガンの発見が遅くなったとか、重症化するとか、予防が徹底できていないという状況が逆に、この医療費額の増加傾向になってくるんじゃないかなという思いはございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

まだその部分の確定までは至っていないということですかね。逆に言ったら、その辺のことが明確に今後出てくると考えてもよろしいでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

これもやっぱり後で結果が出ないと比較検討ができませんので、しばらくお時間頂きたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

県への返還金があつて、要は基金が減っている状況でございますよね。で、基金の残高が幾らになっているのか。

それと基金の考え方、例えば基金がだんだんだんだん増えてくるのであれば、保険税に影響してくると思うので、その辺の考え方を確認させてください。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

令和3年度現在1億8,000万円ほど、基金残高がございます。資料5ページにも記載しておりますけれども、この基金につきましては、税收の抑制、今後歳入不足に陥った場合の抑制財源として基金で今確保しているという状況でございますので、これについてはその状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

藤田昌隆委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ質疑を終わります。



議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明申し上げます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、国保業務に従事する職員の人件費の補正に伴い増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までは、国保業務に従事する職員7名分の給与改定及び人事異動などに伴う人件費の補正でございます。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

質疑に入ります。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



議案甲第26号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第26号鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました議案甲第26号鳥栖市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

厚生常任委員会参考資料の議案参考資料の2ページをお願いします。

令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月26日に成立したことによりまして、4月1日施行部分につきましては、専決処分による条例改正をいたしておりますが、今回、来年1月以降の法施行部分の市税条例の改正について御提案させていただいております。

改正税目といたしましては、個人市民税に関する改正を行っております。

改正内容の1番目は、扶養控除に係る国外居住者、居住親族の見直しを踏まえまして、その対象となる扶養親族から年齢30歳以上、70歳未満の国外居住親族を原則として除外することとされたことに伴い、個人市民税均等割や所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様にするものでございます。

施行日は令和6年1月1日となっております。

次に、2番目のセルフメディケーション税制の適用期間を令和4年度までから令和9年度までに5年間延長するものでございます。

セルフメディケーション税制とは、医療費控除の特例で、健康の維持増進、疾病予防の取組として、健康診断の受診や予防接種などの取組を行う者が、スイッチO T C薬品を購入した際に、その購入費用について、所得控除を受けることができるもので、スイッチO T C薬の購入費の1万2,000円を超えた部分について限度額8万8,000円まで所得控除を行うものがございます。

こちらの施行日は令和4年1月1日となっております。

右のほうに薬品の外箱ということで書いてありますが、こういうふうなセルフメディケーションの対象品目ということでパッケージに書いてあるとか、レシート等にセルフメディケーションの対象商品ですと書いてあるものについてが今回の対象となる医薬品となっております。

以上、説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

最後のほうから、2ページの(2)のセルフメディケーション税制。

これ「とは」っていう説明をしていらっしゃるけど、こういうのが出てきた背景というか、こういうふうにしたのは何ですか。

佐々木利博税務課長

これは医療費控除の特例ということで、通常の医療費控除が10万円を超えた部分について、医療費控除を行いますけれども、健康維持等で病院等に関わらないで、自分で健康管理をされている方もいらっしゃるということで、こういうふうなセルフメディケーション税制ができておるとのことだと思っております。

成富牧男委員

要は、何でこういう税制を設けたのかっていうのを聞きよつと。医療費の削減という狙いがあるんじゃないかという意味も含めてやけど。そこら辺を聞きよつとやけど、いかがでしょうか。国が決めたわけじゃなくて、国が決めたのはどうしてかっていうような趣旨で聞きよつと。

佐々木利博税務課長

確認をしておりませんので、今即答できません。

藤田昌隆委員長

これ下にセルフメディケーション税制とはっていうのがあるじゃないですか、こう書いてあるやん。

1つは、スイッチOTCであれば、病院でかかるよりは、薬局でしたほうが大幅に医療費抑制になるんですね。そういうことです。

答弁終わります。

成富牧男委員

そういうところまで、前もって理解した上で、委員長に言わせんごとしとってください。

樋口伸一郎委員

たわいもないことですが、2ページ、1番の改正の理由に地方税法等の一部改正に伴うものということなんで、施行日とか云々は準じてやりよったらこういうふうになるんでしょうけど、そもそも2番、改正の内容の2の(1)についての施行日って令和6年1月1日になっているじゃないですか。

内容が決まっているのに何で令和6年というふうになっているのか御存じですか。すごい間があるなあと思って。

佐々木利博税務課長

周知期間等を設けてあるんだと考えます。

どうしても1年前から——基本的に来年の扶養ってなると令和4年の1月1日からの対象が令和5年度に反映いたしますので、その関係で1年置かれていると思います。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



議案甲第27号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第27号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました議案甲第27号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

資料は3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、産科医療補償制度の掛金が見直されたことに合わせて、健康保険法施行例等が一部改正され、これまでの出産育児一時金の支給額の40万4,000円から40万8,000円に改められたことに伴い、本市国民健康保険の被保険者についても、同様の措置を講じるため、鳥栖市国民健康保険条例第4条の2、出産育児一時金の額を同様に改正するものでございます。

施行期日は令和4年1月1日からでございます。

なお、この改正規定につきましては、施行の日以後の出産につきまして適用いたしますので、施行日以前の出産につきましては、なお従前の例によることになっております。

現在、出産育児一時金の支給は、出産に要する経済的負担を軽減するため、原則として、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計額42万円を本市国民健康保険の被保険者が出産したときに支給しております。

今回の改正では、来年の1月1日から出産に対する産科医療補償制度の掛金の額が、現行の1万6,000円から4,000円引き下げられて1万2,000円とすることが決定されました。

一方で、出産育児一時金等の支給額につきましては、少子化対策の一環として現行の42万円を維持するものとされましたことから、出産育児金の額を現行の40万4,000円から4,000円引き上げて40万8,000円と改めるものでございます。

また、産科医療補償制度の掛金の額につきましては、別に規則で定めておりますので、今回の改正に合わせて1万6,000円を1万2,000円とする鳥栖市国民健康保険規則の一部改正を行うことといたしております。

次のページをお願いいたします。

産科医療補償制度につきまして御説明いたします。

この制度につきましては、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子供と家族の経済的負担を速やかに補償することなどを目的に、平成21年1月に創設されたものでございます。

なお、補償総額は3,000万円となっております。

この補償制度を運営いたします公益財団法人日本医療機能評価機構に対しまして、分娩等を取り扱う病院、診療所、助産所から産科医療補償制度の掛金を支払うことになっており、今回令和4年1月1日以降の掛金の額が4,000円減額され、1万2,000円とされたところでございます。

また、出産育児金につきまして御説明申し上げますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、国保被保険者が出産したときに市が分娩機関または被保険者へ支給しているところでございます。

ただし、産科医療補償制度に未加入の分娩機関で死産、流産を含み、出産した場合や、在

胎週数22週未満で死産、流産を含み出産した場合は、産科医療補償制度の対象となりませんので、令和4年1月1日以降の出産育児一時金の支給額は40万8,000円となります。

なお参考に、本市の過去5年間の出産育児一時金の支給実績を掲載しております。

括弧書きの数字は40万4,000円の支給をした件数となっているところがございます。

以上、御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

産科医療補償制度の掛金が4,000円下がったのを、出産育児一時金で穴埋めしたみたいな感じで、もらえる金額変わらないじゃないですか。

実際、負担軽減と少子化対策みたいなこともおっしゃいましたが、言うてしまえばもらう額は何も変わらんですよね。

ですから、そこは目的というか、そこは1ミリも前進していないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

何かこれ、メリットありますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

支給額の42万円は変わりませんが、出産育児一時金は40万4,000円から40万8,000円に増額しておりますので、これは一定の成果だろうとは思っております。

樋口伸一郎委員

そうしたら私が理解しとらんのかもしれんですけど、この42万円がもらえるっっちゃうわけじゃなくて、40万8,000円ということですかね。

合計42万円にしてあるけん、それが支給総額になっているんで、支給される総額かって思ったんですけど、ばらばらってことですか。出産者に対しては4,000円アップ。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

先ほど申し上げましたとおり、例えば22週未満で出産した場合、40万8,000円しか今後出ませんので、1万2,000円の掛金分は出ないということになります。

掛金ですので、あくまで保険のほうにお支払いする金額ですから、実質的にお金としては40万4,000円から40万8,000円に上がるということになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。手取りは4,000円増えるということですね。

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



報告第12号専決処分事項の報告について

藤田昌隆委員長

次に、報告第12号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

環境対策課より報告第12号専決処分事項の報告について御説明いたします。

厚生常任委員会参考資料、専決処分事項参考資料2 ページを御覧いただきたいと思えます。

報告第12号専決処分事項の報告について、施設の瑕疵に基づく損害賠償額の額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを御報告いたします。

損害賠償の相手方及び損害賠償額につきましては、資料記載のとおり、相手方のお住まいはみやき町。

損害賠償額は修理代として10万2,971円で、市の過失割合は10割でございます。

専決処分日は令和3年11月11日でございます。

事件の概要につきましては、令和3年10月21日に、真木町にございます衛生処理場敷地内を自家用車で走行中に、舗装の劣化面を保護するために設置しておりました仮設マットを左側前輪が巻き込み、その衝撃でエンジン周辺部の装置パーツを破損したものでございます。

本件につきましては、施設の瑕疵に基づく損害賠償ということで全国市長会市民総合賠償保険により、車両の修理代10万2,971円を修理業者に支払うことで、令和3年11月12日に御本人と示談が成立しております。

報告第12号専決処分事項の報告は以上でございます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

ここに資源ごみか何か捨てに来られたと。何をしに来られたの。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

たまたま資源物を出しに来たということでございます。

成富牧男委員

今のたまたまって意味がある？

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

御本人と示談のときにお話ししたら、通常みやき町の御自宅の近くの資源物回収場に出しておられるんですが、このときは用事があったので、鳥栖のほうを使わせていただきましたということでございます。

成富牧男委員

簡単に言うと、ここも西部環境もしくは東部環境に入った市町であれば、利用できると。ここは鳥栖の分じゃないと。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

鳥栖市民の資源物回収広場として開設しております。

成富牧男委員

10割って書いてあるばってん、そのところどうかならんとね。保険は保険、何とかは何とかね。感情的にしっくりせんね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

本市の施設が相手の財産といいますか、物損を与えたということは事実でございますので、その分については市としてちゃんと責任を取る必要があると思います。

成富牧男委員

そういう保険になつとるわけやね、保険というか、そういう考え方を持つかないかんということね。そのことについての過失責任はないけん、10・0になつとるわけよね。

しかしながらこの人は、本当はそこに来んでよかったわけやろ。来たらいかんやっつちやろ、分かりやすく言うと。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

通常として、みやき町の方ですので、みやき町の場所を出していただくのが本当じゃないかと思っております。

成富牧男委員

よかとやったら、よかつちゅう言うてもいいとよ。そこら辺は運用で緩く——さっきわざわざ言ったん、西部環境とか東部環境の市町の人やったらいいとかあるとねって。あそこは久留米の人も来よるやん。

要は、本来シャットアウトせないかんのが基本やったら、そのところを聞きよるとよ。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

本来鳥栖市民の方の回収場所でございますので、よその市町の方は利用できないというふ

うに考えております。

成富牧男委員

あなたたちもしっかりいかんやろうもん。

法律は法律で、賠償はせにゃいかんというもののたい。そうは思わんと？

吉田忠典市民環境部長

基本的にこの資源物回収広場は鳥栖市民が利用する形になっております。

市道の瑕疵という点で、この被害者の方が持ってこられたとしても、市道の瑕疵というところの事実は変わらないといえますか、その人が持ってきたから事故が起きたというのは、今回該当しないのかなというふうに考えておりますし、その後、私たちのほうといたしましても鳥栖市の方が利用できるような施設ですというような看板を改めて出しております。

そういった形で、今後こういうことがないようなことで市道、施設の管理もするとともに、施設の利用についても、鳥栖市民の方に使っていただくということを前提に看板等も設置をしているというところでございます。

成富牧男委員

分かりましたけど、言葉尻のごたるけど、市道を通りよったって言うけど、市道じゃないとやろ。

事件の概要のところには衛生処理場内って、地内の道路のところ、赤丸は書いてあるけど、これ敷地内に入っとっとじゃないと。

その確認だけして終わり。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

市の管理の施設内でございます。

市の施設でございます。（「敷地内やろって」と呼ぶ者あり）

そうです。（「割り切れません。終わり」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

この専決処分事項、今回は施設が施設やったけん環境対策課で専決処分していますということでしょうけど、これどこでもいろいろあるじゃないですか。

例えば車によっても金額変わってくるし、幾らか分からん状態ですたいね、これは起きてみんと。

最初に環境対策課としてはこの賠償額って、どこから出すんですか。もう専決処分で出さんばいかんというときに、どこから。課ごとに違うのか、それとも全課共通でどこか出す費用を設けているのか、そこ。

吉田忠典市民環境部長

基本的に損害賠償ということでございますので、損害を元の部分に復旧する費用、簡単に言えば修理費ですね、の見積額ということで損害賠償額を決定しております。

樋口伸一郎委員

それは保険——うちの保険の、そこから出とるけん、別に予算関係の云々とかから出すんじゃないくて、環境対策課としては、このお金は結局どこから出よつとかなと思って。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

市の予備費を一時充てさせていただきまして、その後保険のほうを請求しております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、一般質問でも出てましたよね。例えば900個の目で見たら、余計気づくんじゃないかとかですね。

ただこの専決処分は、起きてみると分からんし、車によっても幾ら出さなんかも分からん分じゃないですか、予備費といえども。

ですから、一定の基準もなく、もうこの結果、事件の概要とか、保険で見積もって金額、もうそれに準じて幾らでも出すっていう考えですか。

それとも何か一定のラインがあって、事故を起こした側は、これ以上出せませんは効かんやろうけれども、これ無制限に出さないかんような、これどこの課でも多分この協議あると思うんですけど。

環境対策課としては、今回あったので聞きますけど、どういうふう考えていますか。もうあったし出さないかんと考えているのかとか。

ある一定のところでは、もう事前措置を行いながら、極力出さんように持っていきこうって考えちゃるのか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

過失割合によりますが、過失割合が10割未満の場合につきましては、原状復旧ということで復旧に係る費用については負担するものと考えております。

樋口伸一郎委員

出すべき費用としては、市としても見捨てるわけにはいかんだろうから出さないかんと思うんですけど。

やっぱり一般質問でもあったように事前にも施せるところは施すとか、もちろんこっち側における保険屋さんとか交渉していく中でも減らした上で相手方に理解してもらえるようになって言つてせんと、これ無制限にどんどんどんどん出さないかんくなるんで。

その辺っていうのはやっぱ考えとってもらいたいなっていうふうに思っておりますので、これは要望で申し上げて終わります。

成富牧男委員

今ここに書いてあるやん、全国市長会市民総合賠償保険適用って。ここに保険をかけてあるわけでしょ、行政のほうとしては。

そこにはいろいろ、こういう場合はこうだっという基準を持ってあるんでしょう。当然、賠償保険、全国市長会市民総合賠償保険というところが。

そことも相談しながら、実際、職員が相手方と交渉しているわけでしょう。だからそういうのをちゃんとやったほうがいいんじゃないと。

私からの質問これで終わりますけど、それにしても、それこそ自分のお金やったらもう少しやっぱ頑張られんとかいなって、さっきの割り切れんっていう話とまた同じこと言うばってん、頑張っても10割かなって思います。

そののところちょっと説明したほうがいいんじゃない？

事故が起こったら、こうして、手続的なやつ、順番。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

今回、環境対策課としてもこのような事故対応が初めてでしたので、保険会社の担当者の方とも相談しまして、こういう状況の場合、過失割合はどうなのかっていう前例とかとも照らし合わせまして、10割っていう判断をしたところです。

あとは車のもともとの状態といいますか、古い車両や新しい車両とかっていうのもありますし、あと被害額も今回は10万円程度ということで、この場合であれば全額負担しても支障はないということの判断なので、事故の状況とか、相手方の車両の状態とかにもよって、どこまでもマックス出せるかっていうわけではないとは思いますが、今回の事故に関して言えば、この額で妥当という判断をしております。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

事故が起きた場所、ここを含めて、今後事故が起きない対策というのはどのように取られますでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

この分につきましては、マットを撤去いたしまして、舗装をやり直すようなことで、今考えております。

以上です。

飛松妙子委員

ここの部分に関しては補修をされると思うんですが、今後もともと古い場所でもありますので、道も結構がたがたしていると思います。

そういった中で、今回初めて事故が起きたと思うんですけど、今後事故が起きるかもしれないってところで、そういう対策、市の職員がそこにいるわけではないということですよね。目視して、例えば道路だったら、維持管理課とか、パトロール車が見ながら、そこを目視して、危ない場所を修繕とかされるんですが。

ここの敷地内に関しては、そういう目視とかというのをどのように対策を取っていかれるかということをお聞きしたいなと思うんですが。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

ここに資源物回収広場が当然ございまして、そこは環境開発センターのほうに委託して収集をお願いしてるところでございます。

今回の事故等々ございましたので、その職員さんにも、危険箇所等々あれば報告をしていただくように再度お願いするとともに、あと動物焼却炉ってのがまた1つありまして、道路で死んだ動物等々を運んできて焼却している部分ですが、そこに週一、二回程度、うちのほうの職員が行っておりますので、そのときに再度確認するように徹底したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

飛松妙子委員

分かりました。ぜひ事故対策をお願いしたいと思います。

それともう一点、先ほど部長が、市外の方の使用禁止っていう看板、どのようにされるかですが、例えばよく駐車場等で書かれている看板におかれましては、無断駐車とかされた場合は一切責任を負いませんとか、そういう記載もあるんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

吉田忠典市民環境部長

一切責任を負いませんというふうな看板をよく見かけますけれども、よく聞く話ですけど、法律的にはそういうふうにも書いておいても、瑕疵があれば、それは土地の所有者とか、建物の所有者とか、そういうものの責任は免れないというような裁判事例もあるようでございますので、それだけで免責されるかっていうとちょっと難しいと考えております。

飛松妙子委員

責任を負うか負わないかではなく、そういう市外の方は持ってきてはいけませんよっていう看板を立てるのであれば、そういう事故が発生した場合は責任を負いません、このことも、ある意味持ってきたら駄目よというPRというか、にもなるんじゃないかなと思いますので、そういうことも含めてどうかなというのと、もう一点は、久留米のほうからも来ていますよ

って話が上がっているんですが、そのことをそのままでいいのかという。

市民の方の利用する場所であり、あそこは、言ってみれば市民の税金を使って、資源物ごみ回収の場でもあると思いますので、その辺りをどう考えていくかだと思うんですね。

誰でも来ていいですよっていうんであればいいんですが、いやそうじゃなくて、市外の方は駄目ですと言うんであれば、その対策も必要になってきますので、お金をかけない程度で、どの辺りで切るのか、もしくはよその市町、どのようにされているのか、その辺はどういうふうに思っているんでしょうか。

吉田忠典市民環境部長

市民だけ利用できるというふうなところで、厳しく、例えば持ってきたときに免許証とか、そこまで確認をするというふうなところまでは今のところ考えておりませんし、そうなりますと、例えばそのための人件費とか、委託料にはね返るとか、あるいはこれから年末とかになると非常に住民の方たくさん来られますので、なかなか列が大きくなって、さばき切れないうちもあります。

そういうふうなところもありまして、直ちに規制という形は取れないかと思っておりますけれども、他市町の事例も含めて考えて、何とか善処していきたいと考えております。

飛松妙子委員

私もあそこにたまに持って行くんですが、鳥栖市民の方が来ているものと思っていたから、逆にびっくりしているところです。

ぜひ市民の方が使いやすい場所にしていただきたいと思っておりますので、せっかく看板を立てるのであれば、やっぱりアピールをしっかりとさせていただけるようなことをしていただければと思います。

今後、次期焼却施設ができることによって、その部分まで新しくなるのか、どうされているのか、まだ分かりませんが、新しくなることによって余計に人が集まってくる部分も、憩いの場とかも出来ますので、そうなったときにやっぱり、市民の方が優先的じゃなくて、市民の方が利用できるっていうのがベストだと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

藤田昌隆委員長

ちょっと最後に一言だけ。よろしいですか、すいません。

やはりこれは、東部環境施設組合で基本的に管理するとか、市の部分がまだあるんで、しかもトラックとか来ます。

それで、ほかの市町が知らないままに入ってくるとかするので、きちんとした動線とか分かるように、ここから先は入ってはいけませんとか、特に大型トラックとか工事車両がいつ

域監視システムのことで、都道府県等が設置する大気汚染常時監視測定局において観測されました大気の1時間ごとの値を集計して公表しているものでございます。

そらまめ君で公表されている佐賀県内の大気の状態等は、佐賀県が設置している測定局において測定された値を集計しているものです。

大気汚染状況を監視、測定している測定局は、大気汚染防止法により、都道府県知事が、大気汚染状況を常時監視しまして、その結果を国の環境大臣に報告する必要があることから設置されているものでございます。

環境省の環境大気常時監視マニュアルによりますと、配置地域内を代表する測定値が得られるよう特定の発生元の影響を直接受けられる場所を選定しなければならないとされておりまして、鳥栖市では宿町に設置をされているところでございます。

なお、測定局を設置する佐賀県に確認したところ、県では国の基準に基づきまして、人口や加重地面積などの視点を踏まえまして設置数を算定し、一定地域における大気汚染状況の継続的な把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった目的が効果的に達せられるように配置しているため、今回のようにごみ処理施設の設置等を理由とした新たな測定局の設置は考えていないとの回答を頂いたところでございます。

次に、陳情書に添付されております資料3、4に関しまして、次期ごみ処理施設整備事業における環境影響評価について御説明いたします。

次期ごみ処理施設整備事業においては、事業が環境にどのような影響を及ぼすか、事業実施前に調査、予測、評価を行います環境影響評価の手続を平成28年度から令和2年度にかけて実施しております。

この環境影響評価の手続では、平成30年度に真木町の建設予定地及びその周辺において現地調査を行いまして、その結果の基に事業を実施することによる周辺環境への影響について、予測、評価を行っております。

陳情書に添付の資料4の調査・予測及び評価の結果という表を御覧いただきたいと思っております。

調査・予測及び評価の結果概要の2つ目の段のところの欄ですけれども、施設の稼働、排ガスについての記載がございまして、施設の稼働に伴う煙突からの排ガスによる周辺環境への影響といたしましては、大気質については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素の予測を行っておりまして、煙突からの排ガスの影響が最も多く出ると予測される最大着地濃度地点において予測を実施した全ての項目で、環境保全目標を達成する結果となっているところでございます。

なお、陳情書において微小粒子等が、いわゆるPM2.5が基準値以上を示している、これに加えてパッカー搬入車が加算されると記述があり、その根拠を資料5とするような記述がございますけれども、添付された資料5につきましては、環境影響評価調査時における現地調査地点を示した資料でございます。微小粒子等が基準値以上であるということを示しているものはございません。

冒頭に申し上げましたとおり、このそらまめ君は、大気汚染防止法に基づき、都道府県知事が、大気の汚染状況を常時監視し、結果を環境大臣に報告する必要があることから設置されているものでございますので、鳥栖市としましては、その測定局の設置について決定することはできないものと考えております。

最後に、真木町で令和6年度から稼働する予定のごみ焼却施設につきましては、施設稼働に伴う煙突からの排ガスについて、法基準よりも厳しい環境保全目標を設定しておりまして、その数値については、福岡県内や福岡市の先進施設と比較しても同等、もしくは高い水準となっておりますことから、これを遵守することにより、周辺環境への負荷軽減が図られるものと考えております。

また、施設稼働に伴う煙突からの排ガスについては、事業主体であります佐賀県東部環境施設組合により、定期的に調査を行い、結果をウェブサイト等で公表することが計画されているほか、環境影響評価の事後調査ということで、周辺地域における大気質の調査を年2回実施することが計画されております。

なお、今日ごみ焼却施設は、全国で1,000施設以上ございまして、このうち住宅地に隣接して立地しているという事例もございます。

これらの焼却施設が原因となる健康被害等が報告されるような状況であれば、国から同様の事象が生じないように、排出基準の見直しや全国の施設に対して是正を促す通知等があるものと考えられますが、そのようなことも聞き及んでいないところでございます。

以上を執行部の本陳情につきましての見解とさせていただきます。と思います。

どうぞよろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

今執行部の説明が終わりました。この際、御意見や質問がありましたら、お願いいたします。

成富牧男委員

そらまめ君というのは県内あちこちにあるわけたい。それとちなみに、鳥栖市はさつき宿町のところって言いんしゃったよね。だから、鳥栖市だけじゃなくて、よそもあるのかなと。

今のごみ処理施設に絡めて、どこかあの付近にあると？宿町にあるのは、別にごみ処理施

設に絡めてじゃないんだらうけど、とにかく宿町にあると。それが1つ。

全県にどれぐらい散らばってあるのかということと、今の東部、西部のところの建設に絡めて、あの近くにその中の1つがあるのか、県内に幾つかあるうちの、そのところ。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

県内に何か所あるか確認しておりませんで申し訳ありません。

宿町が——ちなみに市役所の北別館にあったんですけど、庁舎の取壊し等々の話がありまして、ちょっと前に産総研のほうに場所を移しておられます。鳥栖市はその1件ですね。

西部——施設にあるから設置するというようなもんじゃなくて、広く大気の状態を全国レベルで把握するような施設だと考えておりますので、県内何か所か設置されているものと考えております。

成富牧男委員

要は適正に配置されとるわけよね、そらまめ君は。

で、誤差っちゅうか、今言われた市役所の近くにあったのが産総研に移動しとるけど、そのぐらい移動しても別に県としては問題ないっていう判断なんやろね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

そのように判断されて移設されたということで確認しております。

藤田昌隆委員長

あそこにあったのは、PM2.5をずっと測定するのが主目的じゃなかった？

PM2.5を一時期ずっとテレビで表示しなさいとか、佐賀県もずっとテレビで表示しよった。今日は大丈夫とか、危険とか。

そらまめ君は、本当はPM2.5のために造ったんじゃないと？私は前そういうふう一般質問で聞いた覚えがあるんやけど。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

陳情書の資料2についてある、この物質については測定局ということで取られてあるものと思っておりますので、よろしくをお願いします。

飛松妙子委員

陳情者が懸念されていることは、大気汚染物質、またダイオキシン、この影響が出るのではないかということのを思っいらっしゃると思うんですが、現在、鳥栖・三養基西部にも設置されていますよね、計測器って言うんですか、何て言うんですかね。これはどのようにして計測されていらっしゃるんですかね。

この方は、500メートルから700メートルの近さに集合している場所って言うんですけど、計測器がどこを計っいらっしゃるのか、真上とかあると思うんですけど、その辺はどうな

んでしょうか。

吉田忠典市民環境部長

鳥栖・三養基西部の溶融資源化センターに行きますと、その玄関の横に煤塵とか、いろいろなものが出てありますけれども、あれは煙突に入る直前の数値をリアルタイムで表示をされてあるというふうに聞き及んでいます。

ただ、正確な測定をしなくちゃいけないダイオキシン類なんかは、すぐには出ないというふうにお聞きしていますので、そういったものは年に何回か、頻度はよく分かりませんが、それは別のところでちゃんと測定をしているというふうにお聞きしています。

飛松妙子委員

要は、この方の懸念をなくしてあげるには、このそらまめ君と同じような測定器というのが鳥栖・三養基西部にもあるような機器じゃないかなと思っているんですが、そうじゃないってことですかね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

先ほども出ましたけれども、施設の稼働後につきましては、東部環境施設組合によりまして、ごみ処理施設に特化したような形で定期的な測定をするようなことにはしておりますので、そらまめ君で大気を計るよりもより正確な数値で管理ができるものと考えております。

藤田昌隆委員長

今みやき町にある施設で水質の検査とかずっとしていますよね。その中に、この陳情されている方の懸念されている、いろんな汚染とか、ああいうのも実際もうここでやっていますからね。

やっているんでしょう？

私は、大和町の裏側のところの水質検査とか、あそこまでとか、広範囲にわたってしているというのは聞きましたんで。

それで、この陳情の要望に対するカバーは、例えばあそこに焼却場出来た後の、通常の検査内で対応できるんですかね。

わざわざそらまめ君とか、特別に新設しないといけないのか、今の焼却場を造った際には、県に報告せないかん、いろんな事項の中にきちんと入るのか。

吉田忠典市民環境部長

現在、東部施設が造っている施設につきましては、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントというのをやまして、調査地点の複数箇所を選定して、そこでの現在のいろんな汚染物質とかの濃度とか、造ることによって、どれくらいの影響があるか、その影響を踏まえた上で、環境基準値とどうなのかっていうふうな環境影響評価というのをやっております。

それによりますと、全て環境基準値はクリアできているというところでございます。

ただそれは、建設前の話でございますので、当然、建設中あるいは建設後も引き続き、同じ場所の複数箇所と同じような大気の調査、土壌の調査、水質の調査等を行いながらやっていきますので、そういった意味では、もうモニタリングとしてはこのようなそらまめ君と同じ程度の複数箇所を行っていくというところでございます。

藤田昌隆委員長

了解しました。

成富牧男委員

これ本人に聞いてくださいって執行部から言われるかもしれんけど、2ページ目のところに、この道路は現在でも微小粒子等が基準値以上を示していますって書いちゃったいね。

これは、この人何をもって言っているかって分からんよね。

議会で聞いてくださいやろうけど。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

申し訳ございません。2ページ目のこの道路は云々かんぬんのくだりだと思うんですけども、資料をその根拠のようにおっしゃってあるんですが、この資料5っていうのが現地調査地点を表した地図でしかないの、この陳情の方が何をもって基準値以上を示しているっていうことをおっしゃっているのかっていうのは私どもでは分かりかねます。

樋口伸一郎委員

今委員長からも御説明あったんですけど、簡潔明瞭に言ったら、稼働後も測定をして報告することができるということで今おっしゃったでしょう。

ですから、あとは委員会としての協議、審査のコンセンサスは要りますけど、陳情の取扱要綱に従って、もう委員会としては取りまとめて議長に答申するのがどうかなと思うんですけど。

どうですか、執行部からはもう聞き取りできたんで、委員会としてはその経過を見守っていくとか、そういうまとめ方をして議長に答申されたらいかがでしょうか。

藤田昌隆委員長

了解しました。

陳情に関してはもう一度、話し合いをしながら、最終的に……（発言する者あり）

それでこの陳情は、市長には来ていないんですよ。議会だけやろ。議会だけですんで、議長を通してまたお返しをします。

ですので、今議会中に、また相談しながら、皆さん方に答弁書を開示しますので、そしてもしそこで何かあれば、もう一回言っていていただいて、やりたいと思っておりますので、すい

ませんが。

基本的に、今答弁ちゅうか、聞きましたところ、このデータを私も何遍か読ませてもらいましたけど、予測される範囲内には全部入っています。全部。

そういうふうになんか感じましたんで、またその辺も含めて、皆さんに御報告を申し上げますんで、よろしいですか。

中川原豊志委員

ですから、できれば最終日の自由討議の前ですね、現地視察してから帰ってきて、自由討議の前に陳情の結果報告ということで、執行部と正副委員長で内容はどういうふうに返答するかを確認してもらって、それをまた委員会で確認してもらって、議長に返すというふうな形の流れでよかですかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

執行部と事務局も一緒になって、答弁書っていうか、お返しする回答書をつくっていききたいと思いますんで、お願いします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

以上で、陳情の協議は終わります。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。どうもお疲れでした。

それで17日、明日は休会です。

それで20日10時から現地視察をやります。

現地視察は結局……。

中川原豊志副委員長

現地視察は、最初に申しましたように、体育館の条例等もありますんで、空調関係を確認するというので、現地視察した後、文化会館等も今改修工事を行っていますんで、文化会館もちょっと確認すると、それと、飛松議員のほうから市民プールについて劣化状況も確認したいというふうな申出がっておりますが、市民プールまで行ったほうがよかと思うなら担当課に……（発言する者あり）

じゃあ、市民プールも見に行くということでよろしいですか。（「ぜひ」と呼ぶ者あり）

では、スポーツ文化部に連絡してもらって。10時に出発をしますんで。玄関前にバスが来ますんで。

藤田昌隆委員長

以上をもちまして、本日はこれで散会をいたします。

午後 5 時 4 分散会

令和3年12月20日（月）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

高齢障害福祉課長 武富美津子

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長 八尋茂子

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄

市民課長 山津和也

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

税務課長 佐々木利博

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

現地視察

市民体育館・市民プール・市民文化会館（宿町）

陳情

陳情第18号そらまめ君の設置を求める陳情書

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第33号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案甲第26号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第27号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第30号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

の中で、新しい焼却場もやると。

その後の環境影響評価の事後調査においても、周辺地域における大気質の調査を年2回実施することで、きちんとウェブサイトで公表していきますということで、当委員会としましては、以上の執行部の見解を踏まえ、次期ごみ処理施設稼働に伴う煙突からの排気ガスについては、適切に調査を実施するよう事業主体である佐賀県東部環境施設組合へ求めていくことを執行部に要望するという形にしております。

これについて何か御意見がありますでしょうか。

きちんと対応はするというごさいます。

成富牧男委員

今、委員長が言われたように、最後の3行ですよね。適切に調査を実施するよう求めていくってところがポイントだと思います。

藤田昌隆委員長

分かりました。

ここに執行部の部長もいらっしゃいますんで、ぜひこの部分をきちんと――後から、いや、これしてませんでしたとか、そういうことがないように。

これは陳情者に対して、きちんとお返しするわけですから、ぜひその辺を、継承をよろしくお願いします。

陳情については以上でございます。

じゃあ、執行部退席をお願いします。

〔執行部退席〕



自由討議

藤田昌隆委員長

それでは、自由討議に移ります。

これより委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

先ほど現地視察で、体育館並びにプール、文化会館も行ったんですけども、前回の改選

前の厚生常任委員会でも、スポーツ施設のことをいろいろ、例えばグラウンドを造ったらいんじゃないとか、また要望で、競馬場へのグラウンドを市のほうで管理してほしいとかいう要望が上がっていました。

その辺のところの、今後の考え方を改めて委員会で協議をするというのはいかがかなというふうに思うんですが、ちょっと提案を。

藤田昌隆委員長

新しいメンバーがいらっしゃいますし、特に新人の方、この厚生常任委員会の前回のテーマとしては、鳥栖はスポーツ振興のまちという中で、サガン鳥栖、それから久光スプリングスっていう他市にないプロチームが2つもあるという中で、どんどんスポーツ振興に対して常任委員会としても応援をしよう。

それで今の問題点は、グラウンドが少ないと、非常に少ないということで、前回委員の中で、ここだったらどうだろうかという案を持ち寄って、それでやったわけですよ。

その中で、1つはアーチェリーの御存じですかね、アーチェリー場があるんですよ。

あそのところに、ぜひグラウンドをっていう話もあるし、今副委員長のほうから、競馬場グラウンドに財団というか、を組んで、野球グラウンドとして使われているところがあるんですよ、篠原会長となった。

今あその土地は、本当は競馬組合が所有していて、それを今までは財団と直接1年更新で使わせてくれていたのをしていましたけど、それを5年間延長して、そして鳥栖市が競馬場から借りて、鳥栖市と財団が契約をするというふうにしています。

そういうことで、将来的には競馬組合からも無償で、あそこをもうそれこそもらいたいと、譲渡してもらいたいという動きを今後やっていこうというふうに前回の委員会では、そういう結論が出ました。

そういう中で、この問題は、やはり1年や2年ずっと追いかけても、なかなか実行されませんので、今言った競馬場の横とか、アーチェリー場のところとか、いろんな多目的広場とか、いろんなスポーツができるようなグラウンドを造るまでは何とかずっと追いかけていきたいというふうに思っております。

それについて皆さん方、いやもう違うテーマに変えたほうがいいよとかがあるとか。

実際はさっき言いましたが、現場に行って初めて分かったのが、やっぱりプールですよ。プールの問題。これも早急に、ある程度決着をつけてやらないと。

お金も絡むし、それから子供の安全という部分もあるんで、その辺も早く結論を出してあげたいとは思っております。

そういう方向で、委員会としては総合グラウンド的なものを今後とも追いかけていく、そ

これに関してはどうですか、皆さん。

何か異議は。

成富牧男委員

今のに全く異議なしですが、既存の施設、私がずっと前から言っている、特に北部グラウンドの使用について、あそこは別にサガン鳥栖の専用施設でもないというのはもう確認しました。

だからあそこをもっと一般開放——って言い方はおかしい。一般が使っているのが、コロナ絡みもあって、かつて年8回ぐらいって言っていたのが、4回という話ですので、あそこはやっぱり積極的に、少なくとも広報をする、積極的に広報していないから、これはもう専用グラウンドだと思っている向きがあるので、それをやっぱり、グラウンドが足りないんだから、あそこは多目的に使えるわけですから、そういうのをちょっと私は執行部に望みたいなと思います。

だからそういうのも、委員会でちょっと議論してもらったらいいかなと思っております。

藤田昌隆委員長

現状としては、今言われたように広報をほとんどしないから、もうサガン鳥栖の専用みたいな意識で皆さんいらっしゃいますからね。

ですから、それは総括の中で執行部がおるときに提案されたらいかがですか。(発言する者あり)

これ自由討議ですから、どんどん言ってください。

樋口伸一郎委員

今、成富委員がおっしゃったのに関するの広報、周知も別に全然異論はないんですけど、今、委員長、副委員長が言われたテーマじゃないですけど、委員会で協議とか要望とか、協議をしていこうってところは、さっきの市民プールとかも視察に行って、いろいろ忌憚のない御意見がいっぱい出ていたので、そこも含めていろいろってすると意外とぶれてくる場所も出てくるんで。

例えば1つは、多目的グラウンドは前回からの継続でもあるんで、そこはそこではっきりさせておいて、場所はいろいろ出てくるでしょうけど。執行部もそのほうが分かりやすいかなと思って。まずは多目的グラウンド。

で、協議の必要性があるのは、さっきの広報の件でもプールもどうやって今後対応していくかっていう今3つぐらいあるんですけど、全部スポーツでくくっちゃうと、執行部もどれからやっていいか分からなくなるんで。

藤田昌隆委員長

所管事務としては、多目的のやつを追っていくっていう。

それで手前の問題として、一つ結論出してやらないかなと思ったのは、来年度の予算をどうするかという問題もあるし、これはプールの話ですけどね。

ある程度委員会としても——現場で言いましたけど、コロナで一夏空いて、そしてその準備をする、どうするのか。

要するに、新しいプール施設を造るのか、もう金かけて思い切って修繕するのかっていう。

その辺も、ある程度委員会の後押しがないとなかなか難しいかなって。その辺もできるだけ——実はもう今日ぐらいで提案をしたらどうですかって、執行部と、上と相談して、お金の問題も絡むんでという。

その辺、総括で、どなたか言ってもらえませんかね。また要望ですけどね。

樋口伸一郎委員

あえて総括だといろいろ出てくるんで、委員長が締めて、そこをくくって言ったほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

総括は委員長からのほうが締まるかなと思います。

藤田昌隆委員長

分かりました。(発言する者あり)

本会議場で言ったほうがいいやろうもん。

自由討議の中で——本会議場で、委員長報告として……(発言する者あり)

分かりました。

飛松妙子委員

鳥栖市のスポーツ施設っていうところで、鳥栖市の陸上競技場のトラック、今後改修……

藤田昌隆委員長

あれは全天候型に変わります。

飛松妙子委員

ですよ。それって前倒しにできるとかいう……

藤田昌隆委員長

あれは国体のやつに合わせてしているんで、予算を使ってしているんで、国体がもうあと数年ですんで、今、芝生がこんなにあって高いから、今これを削っているんですよ。

その作業があるんで、ぱっとすぐにはできないというふうに前回聞いておりますんで、すいませんが、その前倒しは難しいかもしれない。

飛松妙子委員

あと、3,000メートル障害で使用する水濠っていうんですか、トラック外に設置をされる予

定みたいですが、最近のはやりはトラックもないらしいですよ。トラックの中。

そういうのとかどうですかねってお声があったんですけど、そういう話は何か聞かれていますか。水濠。（「水たまりの話？」と呼ぶ者あり）

水たまりですかね。

そうすることで市内の中高生の陸上部の強化とか、鳥栖工業の駅伝部の強化にもなるでしょうということ御意見が……

藤田昌隆委員長

全天候型のトラックにしたら、大きな前進だと私は思うんですけどね。

今まではどっちかっていうと逃げまくりよったんやけど、国体を利用して、全天候型に変えると。で、今はもうその下準備をしていますからね。

ちょっとその辺は——じゃあごめん、執行部に聞いてくれん？そっちが早いかもしれない。（「直接ですね」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

そうしたらもう、自由討議よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そうしたら総括……。〔発言する者あり〕（「自由討議の中で、こういう要望が出たからと執行部に言っていたら」と呼ぶ者あり）

そうしたら、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時49分休憩



午前11時56分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

林康司こども育成課長

こども育成課でございます。

常任委員会の中で、こども育成課分につきまして求められました資料について御説明させていただきます。

委員の皆様は今御手元に配付させていただいている分でございます。2枚ございます。

1枚目が成富牧男委員からの御質問についてになります。

本市における公立保育所の職員の定数の考え方について説明を求められておりました。

今回改めてこの件につきまして成富委員と確認をさせていただいております。

その確認の中で、以前の委員会での質問の回答において、そごがございましたことが明らかになりました。

今後は、委員の質問内容をしっかりと確認いたしまして、回答にそごがないように努めてまいります。

もう一枚につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業関係資料といたしまして、給付金の受給に当たり所得制限に関する資料でございます。

この内容につきましては、今後、給付金の受給に当たり申請が必要な世帯に、申請書と一緒に同封して送付いたすこととしております。

説明は以上となります。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。

成富牧男委員

最初の分、かなり長い間そごがあったちゃんね、結論から言うと。

要は、職員数376人、確かに条例定数はなっていますよね。ただ条例を読むと、例えば市長部局の376人の内訳については、別に定めるってなっていますよね。

だから、そこのところの考え方はどうなっとんのかだけ聞いところかね。

ずっと別に定めると言いながら、それは人事の考えることっちゅう言い方もあるけど、所管課としても——あなたのところに限らんとぼってん、やはり何名かっていうのは、あれを素直に読めば、明確に配分、別に定めると、配分が書いてあるけん。

そこのところの考え方だけ聞いておこうかね。もうそれ以上いろいろ言いませんけれども。

今後のこともありますので。

林康司こども育成課長

保育所の定員というか、正規職員の配置につきましては、現在この大本の職員定数の中で45人にて運用をしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

私が言っているのは、これはどう思うねって言いよつと。

ちゃんと配分するってなっとるけん、総務課の怠慢かもしれんけど、所管課としてはどう考えられますかって聞きよるだけ。

配分するって言っているにもかかわらず、配分がないやん。

私が聞いたときに、配分したそういう条例に基づく、そういう配分っちゃうのは別に定めるのを、別に定めていないわけでしょう。いや定めてありますよっていうのがあれば、それを言って。うちはこの人数であって、ほかのところも定めてありますよっちゃうことですかね。

それだけ。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

先ほど成富委員がおっしゃった376名は市長部局の職員定数になっております。

市長部局の中で各課がございますけれども、市の機構改革と様々な場面で、それぞれの課ごとの定員といいますか、それは総務課のほうで定められております。

大規模事業とかある場合には、その中で課の人数を増やす場合もあり、事業の縮小に合わせて人数を減らす場合もあります。

結果的にそういった市の各種事業を見た中で、課ごとの定数が今定められていて、現状の保育所については45名ということで運用しているというところでございます。

それとももちろん、いずれも――社会福祉課についても人員不足、超勤が恒常化しているということで、人数の増加をしていただいていることもございます。

様々な事業全体を見ながら、376人の定数枠の中で、人数については事業に合わせて、ある程度動かせる部分もあるかと思っておりますけれども、現在はこのような形で運用しているということでございます。

成富牧男委員

総務課に代わって答弁していただいたような感じになりましたけど。

何でさっきのように言ったかという、例えば今でいうところの令和3年保育所であれば45名だよ。そういう各課の人数は把握しておりませんかと言うたたい。

そういう条例の考え方の中では、条例定数っていう定数条例の中に位置づけたそれぞれの、逆に言うたら、こういうのを総務課の怠慢たいね。

これびっくりしたんだけど、例えば保育所は何名、どここの課は何名とか。そういう一覧がぱっと出てこんわけよ。

ちょっとびっくりしたんで、以上です。

樋口伸一郎委員

1点だけです。

表を頂いているんですけど、回答のところ、この職員定数の中で45人にて運用しているところですよっていう御説明が入っているんですけど、表を見ると、私もずっと言わせてもら

っていることが、要は45人にて運用されているのであれば全然いいんですよ。

ただ、平成29年から保育所正規職員数の数をずっと見てみると、実際45人でできているのって令和2年度しかないんですよ。R元年と、H29年が45人となっています。あと欠員がずっと出ていますね。

ですから、私がいつも意見させてもらっているところは、例えば欠員の枠を全部足すと6になるんですよ。6ですね、3足す2足す1で。

これ5年間で割ったら1.25で、45人が欠けているところが、最低でも45人になるのが45人での運用じゃないかなあと思うんですよ。

42人とかで実際やっているのであれば、考え方は45人で運用されているんでしょうけど。

予算だけ45人分ついていて、実際は45人での運用ができていないってことなんですよね。欠員が出ていますから。

ですから、そこを45人担保できるような予算確保を、担当課としてはもう要求していただいていきたいというふうに思うんですよ。ずっと42人で運用されているわけですから、実態はですね。令和2年43人ですので、今で言ったら、例えば46人分予算を立てていても、45人しか集まらんとですよ、平均で見たら。46.25人にしかならないので、平均値はですね。

ですから、そこをずっと減額補正、減額補正でやっていらっしゃいますけど、今の平均値で見ても46人分は要求しとって、欠員が1人出ても45人での運営は最低限担保できるような考え方を持っていただきたいという意見をいつも言わせてもらっていますので、せっかくいただいた書類ですので、意見としてお伝えをさせていただきます。

終わります。

飛松妙子委員

すいません1点確認ですが、この表に4月1日現在って書かれていて、令和3年が8月追加採用2人って書かれているんですが、この42人の中に2人の方が含まれているのか、含まれていないのか教えていただけますか。

林康司こども育成課長

すいません、実際の欠員は1名でございます。8月に採用2人しておりますので、現在44名です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕



総 括

藤田昌隆委員長

それでは、総括に移ります。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

委員会審査のときにもお話をさせていただきましたが、子育て世帯臨時交付金を12月中に5万円ということで、審査をさせていただいて、残りの5万円については早急にとこのような対応だったと思いますが、県内の他市町についても、年内に10万円を現金給付するというふうな市町も出てきております。

鳥栖市においても次期定例会までに待つことなく、決定したら早急に支給していただきますよう段取り、準備を早急にやっていただきたいなというふうに要望しておきます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の件でございます。

私も市民の方にさらにお話を伺ってみますと、やっぱりファイザーとモデルナの2社あることによって、モデルナは嫌だとかいう声も確かにございました。

ただやっぱり、これはどうしても仕方のないことでもありますので、モデルナ社の安全性とか、とにかく広報にしっかり力を入れていただいて、皆様が安心して打っていただける環境をつくっていただきたい。また2回目が終わっておおむね8か月の方から接種をいたしますということで、私も身近な方にはお話をさせていただいておりますが、接種券が来るのもお待ちいただくように、それぞれ違いますよってことも御案内をさせていただいています。

その辺も含めて、コロナウイルス対策室の皆様には大変御苦勞をおかけすると思いますが、年末年始大変だと思いますが、ぜひ御尽力いただきますようによろしくをお願いいたします。

以上です。

成富牧男委員

新型コロナウイルス対策室が大変だっという話前提でお話がありましたけれども、いわゆる健康増進課も大変。それから10万円ではこども育成課が大変やし。

できれば皆さんの大変さもこんなに大変なんですよって、私たちは内情が分らんのです

よね。皆さんが大変な目に遭ってある内容。

そういうのもぜひ、委員長が言いなさいって言えば言うてもらいたいし、もうそういうのはいいと言われれば、今後の要望として。

そういうリアルなところもぜひ言っていただきたいんですよね。

皆さんの苦勞してある——です。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

[発言する者なし]

今非常に成富議員からありがたい言葉というか、執行部とこの委員会がきちんと一つになるためには、やっぱり少々——反問権もあるんですね、本当は。反問権、皆さん方も言っているんですよ。自分たちはここまでやっている、何もしていないわけじゃないとか。それは言っていると思います。

もうそういうこともあるし、他市町の10万円の件で、できたらもう10万円を一括でやってほしいぐらいの気持ちはあるんだけど、それを考えたら、今ある準備期間とか考えたら年内は5万円で、終わって、早急に残りの5万円をもう現金でっていうのは決まっているでしょうから、ぜひ対応をお願いしたいと思っています。

それと1つ、先ほど市民プールを見に行き、あそこまでっていう、もうかなり傷んでいますし、それで果たして今、大きなお金をかけて修理すべきものか、それから来年度の夏のプールはどうするのか。

その辺の判断をもう早く決めて、今ですと1年間、間を置いても、この後というものがあるんで、恐らくそう簡単に終わらないと思います。

そういうことで早めに、例えばもう来年のプールはもうしないと、そういう結論を早く出したほうが、自分たちもいいかと思うんで、その辺の決断を佐藤部長、ぜひ早めをお願いいたします。

自由討議の中で、厚生常任委員会は、所管事務調査としては、やっぱり多目的グラウンドを造っていくというのは、これは間違いなく続けて追っていくというふうに、先ほどの自由討議の中でやろうというふうに決まりました。

そういう中で、サッカー場の問題とか、陸上競技場の問題とか、そういうものも枝葉が出てきますので、それについても一緒になって、皆さんと考えたいというふうにしたという御意見も出ましたので、報告をしておきます。

佐藤部長、ぜひよろしく申し上げます。

議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第37号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）中、当厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第34号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第38号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員会年長委員 成 富 牧 男

鳥栖市議会厚生常任委員長 藤 田 昌 隆

